

原子力委員会
新計画策定会議（第30回）
議事録

1. 日 時 平成17年7月15日（金）9：30～12：14

2. 場 所 ホテルフロラシオン青山 ふじ

3. 議 題

- （1）新計画について
- （2）その他

4. 配布資料

- 資料第1号 新計画（案）
- 資料第2号 「新計画の構成」に対する意見募集にいただいたご意見への対応
- 資料第3号 新計画策定会議（第28回）議事録
- 資料第4号 御発言メモ

5. 出席者

委 員：近藤委員長、井川委員、井上委員、内山委員、岡崎委員、河瀬委員、神田委員、
草間委員、児嶋委員、齋藤委員、笹岡委員、佐々木委員、末永委員、
住田委員、殿塚委員、中西委員、橋本委員、伴委員、前田委員、町委員、
松尾委員、山地委員、山名委員、吉岡委員、和気委員
内閣府：塩沢審議官、戸谷参事官、後藤企画官、森本企画官、犬塚補佐

6. 議事概要

(後藤企画官) おはようございます。定刻となりましたので、第30回になりますが、第30回の新計画策定会議を開始したいと思います。

それでは、委員長、よろしく願いいたします。

(近藤委員長) おはようございます。ご多用中のところ、朝早くからお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。第30回の新計画策定会議を始めさせていただきます。

本日は、7人の方、岡本委員、勝俣委員、木元委員、田中委員、千野委員、庭野委員、渡辺委員から、ご都合がつかないで欠席せざるを得ないとのご連絡をいただいておりますことをご紹介します。

さて、本日の議事でございますが、前回、第29回会合でご審議いただきました新計画の案のご議論を引き続きお願いしたいと思います。

本日用意いたしました新計画(案)の資料につきましては、前回、様々な角度からご審議をいただき、ご意見をいただきましたところを踏まえて、事務局で手直しをしたところがございます。これについて、事前に皆様のお手元にお送りしてあるかと思えます。

なお、前回の策定会議で意見募集結果の取扱についてもいろいろご意見をいただきまして、私どもの実務を正しく述べるが第一と思いつつ、事務局の能力と、それから皆様のお役に立つような整理の仕方ということはどうしたらいいかと考えまして、資料を送る際にお手紙をつけて差し上げたと思えますけれども、そこに書きましたように、個々の意見について、新計画の案の起草の際に、どういう場所にそれを反映するというか、その存在を認識しつつ起草したかという、そういう説明をするという、個々の意見に対する対応を述べるのは適切でないのではないかというご意見もあつたんですけれども、事務的に可能な限りは誠意を尽くそうということで、そういう作業をさせていただいたところがございます。

今日は、そちらにつきましてはすでにお目通しいただいたと思えますので、それを踏まえつつ、新計画の案の方についてのご議論を中心的にお願いできればというふうに考えるところでございます。

それでは、早速、資料の確認からまいりたいと思えますので、事務局、よろしく願いします。

(後藤企画官) それでは、資料の確認をさせていただきたいと思えます。

配布資料の第1号でございますが、「新計画(案)」というふうに書いてございまして、そのまま目次のついている縦長のワープロ仕様の資料が1つございます。

それから、その続きという形で、資料集、用語解説、それから参考、付録というふうに表示紙に、余りぱっとした形ではないんですけれども、名前が入った続きの資料がございますが、

これは、最終的には、本体の参考資料という形で、本体に合算してつけていこうと考えておりますので、今日の議論の対象ではないんですが、もし何か、こういうのが抜けているのではないかというコメントがあれば、あわせていただければ、最終版のときには直していきたいというふうに思っております。

それから、資料の第2号でございますが、今お話がありました「『新計画の構成』に対する意見募集にいただいたご意見への対応」という横長の印刷した紙がございます。これは、今お話がございましたように、前回のご議論を踏まえて、再度、分類分け、それから我々の対応を書き込んだ紙になっておりますので、ご参考にしていただければと思います。

それから、第3号が28回の議事録、第4号は御意見メモというふうになってございます。

それから、席上だけでございますけれども、29回の議事録と、それから、これも印刷したものでございますけれども、「新計画策定会議における中間取りまとめ・論点の整理」という10個の論点を冊子にしたものも入れてございます。これも、最終的にでき上がっていくときには本体の後ろにセットの形にして、合本の形にしていきたいというふうに考えてございます。

それで、以上が今日の配布資料でございますけれども、何かございましたら、落丁等ございましたら挙手をお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは、今申し上げましたようなことで議事を進めさせていただいてよろしゅうございますか。

(異議なし)

(近藤委員長) それでは、まず、ただいま紹介がありました資料第1号について、前回の資料からの変更点を中心にご説明いたします。

よろしく申し上げます。

(後藤企画官) それでは、資料第1号のご説明をさせていただきたいと思っております。

前回からの変更点を中心にとということでございますので、まず目次を、1ページ目から3ページ目まででございますので、ざっと変更点のアウトラインをご説明して、中身に入りたいと思っております。

まず、構成。「はじめに」、それから第1章、第2章というふうになってございます。実は、前回の資料では、「はじめに」をまず第1章としていましたが、それを今回は、「はじめに」は、「はじめに」ということで番号を1つずつ繰り下げて、前回の第2章が第1章というふうな形になっております。

それで、あと、その「はじめに」の中に、1-1の「基本的目標」を書いてございましたけれども、これは、前回ご指摘いただいたように、「はじめに」の中に書くよりは、書き分

けた方がわかりやすいのではないかというご指摘がございましたので、書き分けて、1 - 1 という形で独立させているというのが、まず構成上の大きな変更点。

それから、1 - 2の現状認識の中で、6番目、核燃料サイクルの確立というのを、これは新たに加えてございますけれども、後ろの方で、その核燃料サイクルについて様々な取り組みが書いてございますが、現状認識の方で、受けというか、もとがないので、それをつけ加える形で1 - 2 - 6というのを書き加えてございます。

それから、1 - 3でございますけれども、前は「取組の基本的な方向」という名前で作ってございました。それで、中身も、ある意味、基盤の強化とか利用の着実な推進とか研究開発の推進というような感じの中身で書いていたんですが、今度は、1 - 3という形で、今は「今後の取組における共通規範」という表題にしております。ちょっとこの「共通規範」という表題がいいのかどうかも含め、ご議論いただければと思いますが、ここでは、従来の個別の取組、例えば安全とかエネルギー利用とか放射線利用とか研究開発というような、ある意味で分野ごとの取組のベースになるプリンシプルとか、これはいろいろな言い方があると思うんですけれども、ディスプリンとかインタレストとか、これを英訳すると何だなんていうのはいろいろ聞かれていて、我々もちょっと苦労しておるんですけれども、実は、そういう趣旨で、そのベーシックになる守るべきような規範というか、原則というか、そういうものを書いたつもりになっております。そういう意味では、安全の確保とか総合的な取組とか国際的協調とか、いろいろなところに目を配るべきような中身をまとめて書いたというように書きかえておまして、第2章以降を縦の分類とすれば、それを貫く横串というようなイメージになっているようにしたいと思っておりますので、書き足りない点がございましたら、またご議論いただければと思います。

それから、あとは基本的に構成は変えておりませんが、第2章、それからページをめぐって、2ページ、3ページが第3章、第4章、第5章、第6章となっております。ここについては、中身の変更はありますが、構成上の大きな変更はございません。強いて申し上げますと、2ページの2 - 1 - 2で核物質防護対策というふうになっておりますが、これは表題を「核物質」というのを入れたということと、それから第4章の4 - 1の研究開発の進め方で、表題を4 - 1 - 2から4 - 1 - 4ぐらい、「技術システム」という言葉を使うことによって表題を、ちょっと長くなってございますが、多少変えてございます。これが構成上の変更でございます。

それから、先にまいらせていただきますが、4ページ、5ページ、6ページと「はじめに」というのがございまして、元々「はじめに」という中に1 - 1の基本的目標という部分が入ってございましたので、これを独立させたということと、それから、経緯的なもの、それから考え方で、この紙をどう呼ぶべきかという部分を書き加えてございます。

4 ページ目の3 番目の大きな固まりのところから5 ページにかけてがつけ加えた部分なんです。最初のところで、まず、原子力委員会は、今後数十年にわたる原子力の研究、開発、利用に関する内外の情勢を展望するというスコープを書いております。それで、この変化の激しい時代に、短期、中期、長期の取組を合理的に組み合わせて推進することが重要という認識で、今後10年程度の期間を一つの目安とした新計画ということで、新計画のスコープの話をここに書き込んでございます。

その先、4 ページの一番最後ですけれども、基本的施策の方向性を示す役割を期待されているということで、計画の中身を、5 ページ目の上の方ですが、「原子力に関する施策の基本的考え方を明らかにし、施策の企画・推進のための指針を示す」というのがこの計画の基本的な位置づけかというふうに思っておりますので、「地方公共団体や国民各層に対する期待を示す、原子力政策大綱と呼ぶべきものとする」というふうに書いてございます。ですから、今、この計画自身、新計画といって、前回も名前はどするんだというような議論がございましたけれども、そういう意味では、原子力政策大綱というべきものにすることが、この紙の位置づけにしたいというふうに考えてございます。というのがここに書いた大きなエッセンスになってございます。

その先は今までの経緯をつらつらと書いておりまして、ページをめくっていただきまして、6 ページ、7 ページ目になります。

6 ページ、7 ページ目のところでございますけれども、6 ページの一番最後のところに、原子力委員会は、今後の国、民間が原子力基本法に定める目的を達成して、原子力の研究、開発及び利用に係る活動を企画立案しということを書いて、最後、国民各層の期待にこたえることを切望するという形で、「はじめに」をまとめているという状況になってございます。

それから、第1章ですが、今申し上げましたように、1 - 1の基本的目標というのを、前回、「はじめに」の中に入っている部分から切り出して、独立させております。そういう意味で、1 .、2 .、3 .、4 .と6 ページから7 ページに入っております。中身についていえば前回と基本的に変わってございませんが、多少言葉を増やしてございます。1 .の最後の行、「そこで、これらを確実にする仕組みの健全性を絶えず注意深く見直し、その働きを国民の期待する水準に維持する」ということをつけ加えたり、2 .のところのエネルギー利用技術では、「なお、改良改善の余地は少なくない」という言葉をつけ加えたりしてございます。基本的には中身は変わってございません。

それから、1 - 2以降、現状認識でございますが、現状認識も前回から大きな言葉を多少補ったりしておりますが、変更はそんなに多くないというか、多いというか、かなりあるんですが、説明の時間もありますので大きなポイントだけお話ししますと、8 ページ、9 ページに安全確保に関する国民の信頼というところがございますが、その中で、前回、地震

の話を多少、ご意見を踏まえてつけ加えましたと申し上げましたんですが、多少、もう少し言葉を補っております。一番最初、8ページ目の第1行のところに「地震等の自然現象に対する対策はもとより」という言葉をつけ加えましたし、9ページ目に入りますと、安全審査の安全指針類の話の部分のところで、まず、指針全体について体系的整備が必要だと、計画的に実施しているんだということを書いて、「その中でも」ということで、「耐震安全性に対する信頼性を一層向上させていくための不断の努力を行うべきとの認識から」ということで、「検討を鋭意進めている」というのを書き加えてございます。

それから、1-2-2、2-3でございますけれども、1-2-2は、核不拡散の体制の強化の話、若干ダブリがあったということで、ここは短くしてございます。

それから、ページをめくっていただきまして、10ページ、11ページでございますが、地域社会との共生の話でございますが、前回の議論では、11ページのアンケートの話が、マスメディアの話がありまして、「マスメディアの情報を信頼している」というふうに、ちょっと断定的に書いてあったんですが、ちょっと違うのではないかというお話もございましたので、一応そういうアンケートもあるんですよという形で、そういう例もありますというような書きぶりに直してございます。

それから、1-2-5の温暖化と安定供給の話では、最初の大きなパラグラフのまともりの後半、「このため」というところで、我が国はエネルギー融通ができる状況にない島国であるということを考慮して、需要面の対応に省エネ、供給面の対応に輸入の多様化と安定的で信頼できるエネルギー源の確保ということを加えてございます。

それを受けまして、次のページ、12ページ、13ページのところですが、1-2-5の上のところ、ちょっと実はすみません、「したがって」が2つあるので、あと、最終的にはこれは片一方とって直そうと思いますが、上の「したがって」の方ですけども、その部分で、「我が国としては」ということで、省エネを進めて、化石エネルギーの利用の効率化、新エネと原子力の特徴を生かして最大限活用していくというベストミックスを採用するというのが合理的だということにまとめてございます。

それから、1-2-5は、先ほど申し上げましたように一通り全部つけ加えた形になっておりまして、個別の事業の進捗状況を書いております。13ページ目の上の方から、天然ウランの話、それからウラン濃縮の話があります。その先、軽水炉の使用済燃料の取り扱いの話、パラグラフの真ん中からはMOX燃料の加工の話、それから一番最後の方は中間貯蔵の話、次のページにいて、核燃料サイクル技術についてということの書き込みを加えてございます。

それから、14、15ページでございますが、電力自由化の話でございますけれども、こちらは、この前、ちょっとつながりが悪いのではないかとご指摘をいただきましたので、

多少文章を直しております。ある意味で、資本費の低減とか建設期間の短縮等の話が重要課題というふうに単独で書き加えて、その後に自由化の話を持ってきている形にしております。

下のパラグラフは、核燃料サイクルの関係で、文章をある程度、もう一度整理し、多少厚目に書いているということにさせていただきます。

それから、1 - 2 - 8、1 - 2 - 9については余り大きな変更はございません。

それから、1 - 2 - 10、16ページ17ページでございますけれども、ここについては最初のパラグラフ、1 - 2 - 10の最初のパラグラフについてはある程度言葉を補っております。まず、原子力が競争力のある安定的なエネルギー源であるためにはということの目的を書いて、並行的な研究開発が必要という認識、それから「国際的に優れた成績に比肩できるレベルを達成するために、既存設備の高経年化技術、定期検査の柔軟化に対応できる検査技術及び、出力増強を実現するための安全評価技術」というふうに書き込んでございます。

それから、その先で、「しかし、同時に」ということで、ちょっとつながりが違うのではないかというご指摘がありましたので、ここはまたちょっと検討したいと思います。

それから、新エネルギーに対して競争力がある技術の実用化に向けて、中長期的な観点からの研究開発も必要というようなことを書き込んでございます。

それから、17ページでございますけれども、先ほど申し上げましたように、1 - 3のところですが、「共通規範」という言葉でいいかどうかはちょっとご議論いただければと思いますが、「以下を共通規範として重視しつつ」という形で、1 - 3 - 1以降、18ページ、19ページには書いてございます。

要点を申し上げますれば、1 - 3 - 1では、安全の確保についてというのがまずベーシックにあるべき中身であり、これを守っていくためには何をやるかということが書いてございます。

1 - 3 - 2では、総合的な取組ということで、エッセンスを申し上げますれば、下のところで、エネルギー政策、環境政策、科学技術政策、地方自治のあり方等とも密接な関連があって、このような施策を多面的な取組として行っていくということで、総合的な取組が必要と。

1 - 3 - 3では、研究開発に比較的中心的な話でありますけれども、19ページの上のところで、国は、短期、中期、長期の観点から、創造的豊かな取組を合理的に組み合わせて並行的に推進するということが必要であるということを書いてございます。

それから、1 - 3 - 4は、目配せする話として、3行目、「国際的な視野に立って行われるべき」ということを書いてございます。

1 - 3 - 5は、評価を通じた効果的、効率的な取組と国民の相互理解という形で、一番最後に、効果的、効率的な取組を見直していくような政策評価と、それから施策についての理解促進に有効だということが書いてございます。

それから、第2章以降が今度は個別の話になりますが、20ページ、21ページにつきま

しては安全問題でございますが、この辺も多少いろいろと入れておりますけれども、時間の関係でエッセンスだけ言いますと、20ページの(2)の上のところ、(1)の一番最後ですけれども、国は行政資源の適正な配置、それらの活動を効果的、効率的にしていくという形で、前は、「行政の品質マネジメント」というような言葉があったんですが、品質マネジメントがいろいろ出てきてわかりにくいということなので、修正してございます。

それから、21ページにいきまして、国の規制組織についての安全文化の話をつけ加えてございます。

それから、ページをめくりまして、22ページ、23ページでは、原子力防災について、国だけではなくて、自治体や事業者もやることあるだろうということでありましたので、地方自治体や事業者は、それぞれの責務に応じてというふうに書きぶりを直しております。

それから、(6)の安全確保のための活動に係わるコミュニケーションということで、ここは、4番目のなお書きのところで耐震の話を書き込んでございます。

それから、その先、医療分野については、「医療従事者等の医療活動を過度に制限しない」ということと「国と医療関係者は」という形で、「医療従事者」、「医療関係者」という言葉を明示的に言ってございます。

最後、学協会の観点からの「医療資源でいかに安全に確保していくか検討することが期待されている」というふうに書いてございます。

2-1-2は、「核物質防護」というふうに表示を直しておりますのと、ページをめくっていただいて、24ページ、有事対策については、前回の指摘を踏まえて、多少文章を短く直してございます。

それから、平和利用の担保については、ここは、六ヶ所工場の話がダブって入ってまいりましたので、それを抜きましたのと、「プルトニウム在庫に関する情報の管理と公開の充実」という、前回長計に入っている言葉を入れてございます。

人材につきましては、魅力のある職場にするという形で、その先の「能力を十分に生かして使命を遂行でき、かつ、その遂行が評価され、反省をつくりだし」という、PDCAを言葉に直した「学習のサイクルがある職場」というのを入れてございます。

それから、ページをめくっていただいて、26ページ以降、透明性の確保については、一番最後、取組を抜本的に見直すことも真摯に取り組むべきだということなので、そこは文章を直してございます。

それから、28、29ページでございますけれども、国と地方の関係についていろいろご意見ございましたけれども、まずは、我々の認識として、その立地ができて初めて活動が可能になって、安定的な活動により国民社会に期待される貢献ができるということを書いておりまして、一番最後、「適切な措置を講じることを期待する」ということを書き込んでござ

います。

それから、29ページでございますけれども、原子力発電につきましては、前回の議論がありました(1)の基本的考え方ですけれども、まずは、そのエネルギー供給のベストミックスを追求するというので、ベストミックスが基本にあるということを書き込みまして、その先、「30～40%」という数字についても、原子力を担うことを目指すというふうに直しております。「このことを目指すために」という形で文章を直して、1、2、3というふうに、既存炉、それから代替プラント、高速増殖炉の話、30ページまでかけて書いてございます。

それから、31ページに、「使用済燃料の取扱い」、それから「ウラン濃縮」、「天然ウランの確保」と書いてございますけれども、従来は、「使用済燃料の取扱い」を最初に書いて、その後に「天然ウランの確保」、「ウラン濃縮」となっておりましたが、順番を流れる順番に直した方がいいのではないかとのご指摘を踏まえて、天然ウラン、それから濃縮、それから使用済燃料というふうに直してございます。その中も、背景説明を多少詳しく書いております。

32、33ページ以降は前回の資料に多少言葉を補ってございますが、34ページの下の大きなまとまりのところで基本方針を書き込んでおります。その中で、基本方針、「基本的考え方とする」という次の文章、再処理は国内で行うことを原則とするということ、それから一番最後、六ヶ所再処理工場については、円滑に稼働させ、国内実用再処理技術を定着させていくことを期待すると書いてございます。

それから、35ページについて、プルサーマル、それから中間貯蔵等でございますが、中間貯蔵のところでは、これは表題を直してありまして、「中間貯蔵及びその後の処理の方策」という形で、文章に合わせて直してあります。文章自身は前回と一緒にございます。

それから、不確実性への対応ということで、具体的に何が有り得るのかという例示を入れてあります。直接処分、超長期貯蔵技術、トリウムサイクル技術等を必要に応じて進めることが期待されるというような書きぶりにしてございます。

それから、ページをめくりまして、36、37ページ、放射線利用ですが、(4)のその他の分野、37ページですが、食品照射につきましては2番目の行をつけ加えてあります。多くの国で食品照射の実績がある食品については、科学的データ等により科学的合理性を評価し、それに基づく措置が講じられることが重要だということをつけ加えてございます。

それから、38ページ以降、放射性廃棄物でございますけれども、基本的に直したところはございませんので、説明は割愛させていただきます。

第4章の研究開発についてですが、研究開発については、4-1で研究開発の進め方について多少言葉を補ってありますが、一番最後、「以上の諸点を踏まえれば」という形で、1、

2、3、4と、この先の何を書いてあるのかというのを書いてございます。4と5ですね。5まで入っていると。実用技術の改善のための研究開発ということを並行的に進めていくことが重要と書いてございます。

それから、もとの中間取りまとめに入っておりましてけれども、その先の実用化に至るまで長い期間が入るので、実用化の不確実性が大きいという原子力の部分について、国がなぜ役割を大きくするかということの中身の記述が入っていると、一番最後、なお書きで、原子力の研究開発活動が果たしてきた役割を適正に評価していくというようなことを入れてございます。

それから、4-1-1、4-1-2、4-1-3というのは、基本的には中身は余り変えてございません。多少言葉を補ったということと、それから技術の中身を多少増やしたり削ったりしてございます。

それから、4-1-4、45ページですけども、45ページ、前回、ご議論があった軽水炉、高燃焼度燃料とMOX燃料の実証試験等についてということですけども、主体性が見えないということだったので、「日本原子力研究開発機構が、六ヶ所再処理工場及び六ヶ所再処理工場に続く再処理工場に係る技術的課題の提示を受けた上で実施する」ということで、新規法人が提示を受けて実施するという形に直してございます。

それから、ページをめくっていただきまして、46ページでございますけれども、46ページ、4-2の上のところ、なお書きを多少書き加えております。産業界の技術基盤の維持にも留意することが必要というのを入れてございます。

それから、4-2、4-3は基本的に変わっておりません。4-4、4-5も変わっておりません。

それから、第5章の国際的な取組でございますが、これも基本的に余り変わっておりません。5-1、5-2、それから5-3となっておりますが、多少、一言申し上げれば、49ページですけども、上の上のところ、相手国に欠けるという、これはNPTに入っていない国はどうするんだということですが、交流は、限定的に交流を行うなどということで、交流のあり方を検討すべきであると。「限定的に交流を行う」というふうに表現を直してございます。

それから、50、51ページでございますけれども、そこは、5-3は基本的に文章は変えておりません。

第6章の評価の充実について申し上げますが、基本的には大きな変更はございませんけれども、最後、原子力委員会は何をやるかということ、自ら定めた今後10年程度の期間を目安とする研究開発を定期的に評価するという。それから、民間についても、安全文化を含む優れた組織文化の形成について、外部評価も含めて評価をするということを書き加え

てございます。

以上が大きな変更点でございますので、これに即してご議論いただければと思います。よろしく申し上げます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

以上のような変更をいたしましたということですが、非常に大きいのは、構成を変えたということと、それから、従来、「基本的方向」としていたところについて、この「規範」というのは何かいい言葉ではないんですけれども、要すれば、しかし、政策、様々な分野の取組を考える際の、共通して大事にすべきと考えるところを横串的に書き出した方がいいだろうということで書いたものです。その柱は安全と総合性、それから時間的な意味の組み合わせ、それから国際性、それから評価を通じての国民の理解。大変たくさんご意見をいただいた中で、国民との相互理解活動をしっかりやれということがありまして、これは、全ての活動についてそれは重要だろうということで、これをどういうふうにしてやるかということについて、きちんとした事前事後の評価を踏まえた、データベースでちゃんと議論したらいいのではないのかと、そういう心を込める意味でこんな文章にさせていただいたんですけれども、ちょっと稚拙な文章や、まだちょっと練れていないところもあって、反省はしているんですけれども、とりあえず、そういうものにしてございます。

それではご議論いただきたいと思いますが、今日、既にご発言希望としてメモをお出しいただいた方を優先したいと思います。ただ、今日、ほかの公用との関係で早く退席されたいという方もいらっしゃるようでございますので、その方を優先したいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、河瀬委員、よろしく申し上げます。

(河瀬委員) すみません。最初にやらさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

今回のこの案でありますけれども、この表現的にも何か、やはりかなりわかりやすく書いていただいたなということ。また全体的にもよくまとまっているというふうに思います。ただ、原子力という大変専門分野もございますから、難解な表現というのもございますけれども、全体的には大変わかりやすくなったというふうに思っております。

また、私どもも全原協という立場、原子力を持っている、発電所を持っている立場の立地地域としてもいろいろ意見を申させていただきましたけれども、そのあたりにつきましても適切に配慮をいただきながら文章も加えていただいたわけでありまして、これまた厚く御礼を申し上げるところでございます。

それと、特に私ども、今、電力自由化等々でいろいろな難しい問題もあるということ聞いておりますし、恐らく今回、この計画は一つの基本的な考え方であるわけでございます。また、具体的な施策等々については、また別の場所でいろいろ検討もされるというふうに伺

っておるところでございますけれども、この計画については非常に妥当な計画（案）であるなということを思っておる一人でございます。

それと、私も説明をさせていただきましたけれども、数値目標等をはっきりと明確に書いているということで、今回の総発電量の30%とか40%をやはり原子力でやっていくんだという国の基本が示されましたので、私ども立地地域としては、そういうものが明確になるということは非常に結構なことでありますし、またいろいろと国と相談しながら、応援できる部分は、国がこれだけしっかりと計画を持ってやるなら応援しようということで、そういう地域も心強く思っている、このように考えておるところでありまして、こういう部分についてしっかりと明記されたのは、これも非常にいいというふうに思っております。

ただ、私ども、私もいつも言っておりますけれども、60年の長期運転でありますとか高経年化の対策、また定期検査の柔軟化でありますとか、また出力増強、長期サイクル運転という、そういうことも、これは私ども立地地域にとっては大変大きな問題でございますし、これからは全原協としてしっかりと関心を持ちながら見守っていきたい、このようにも思っておるところでございます。

それと、特に、最初、20年から30年で発電所は大体終わるんだということを聞いて、私ども立地地域は聞きながら来たものですから、それが、最近は、もう60年はしっかり運転できますと。確かに今、人間も人生50年から大体100年の時代になっておりますので、理解できないこともないんですけども、やはりしっかりと検査をやってということ。しかし、反面、検査もやはり短くやるというようなこともありますので、そのあたりが、立地地域にしますとちょっと理解しにくいなという部分があることも事実でございます。しかし、全般的には、冒頭に言いましたように、非常に基本的な考えを示した妥当な案だというふうに思っておりますし、委員長始め事務局の方々に敬意を表しまして、発言とさせていただきます。ありがとうございました。

（近藤委員長） ありがとうございました。

井川委員。

（井川委員） すみません。私もちょっと次の仕事があるので、先に失礼します。

それで、ちょっと幾つか申し上げたいのは、全体的によくまとまっているとは思いますが、近藤節というのが出ているのか、近藤先生の、これは近藤節の特徴だと思うんですが、いつも先生の文章を拝見していると長いんですよね。これをちょっと計算してみると、中には、原稿用紙、昔の小学校でいえば、400字詰め原稿用紙1枚分、文章が一つ続きというすごいのがありました。これは小学校だとちょっともたないだろうというぐらいのものでありまして、ぜひいろいろなところで切って欲しいなという感じはします。

それはそれで事務局の方にお任せするとして、ちょっと細かい点で幾つか。9ページの地

震のところ、前回申し上げて、いろいろ入れていただいたんですが、これは、やはり安全規制においてスピードが足りないということを現状認識として入れておいていただかなければいけないだと思います。それは後の方のリスクのところにも出てきますけれども、リスクも重要だというんですけれども、原子力安全委員会で、リスクの考え方とリスク目標の案というのを、現状も「案」なんですけれども、このリスク目標の報告書をつくって、1年以上「案」のままなんです。これは何で「案」のままだと聞いたら、いや、国民に理解されるまで「案」はとれないというんですけれども、これは、理解していただくように努力するのが仕事だろう。それで、それに基づいてやるべきであろう。「案」がとれるまでほかのことをやらないという趣旨もあるようにどうもうかがわれるようで、こんなにスピードのない安全規制をやっているようでは意味がない。これは、現状認識の中に、「地震についてもそうである」ということで、この一文を入れていただきたい。安全のスピードが遅いという指摘がかなりあるという趣旨のことをぜひとも入れていただきたいということが1つ。

それから、11ページの、先ほどメディアは信用がないという意見も随分あるのでということをおっしゃっていましたが、確かにそういうご意見も多いのしょうけれども、このアンケート調査云々という。それで、おかしいからとどんどんつけ加えて、ますますおかしくなっているような気がします。国民の方はメディアから情報を受けているというだけにすらすらとすればいいだけの話ではないかというふうに思います。その一文、「アンケート」なんて入れる必要はないのではないかという気がします。それは皆さんご存じでしょうから、スポーツ紙を見て、スポーツ紙をばかにしているわけではないですが、一部のスポーツ紙等で、見出しを見て、中身を見て、ああ、こんないい加減なことを書きやがってと喜ぶという趣旨もありますので、別に、「アンケート」と入れる必要はないのではないかな。

それから、前回も申し上げましたけれども、保守管理について、これはやはり弱い感じがします。原子力、これから保守管理が一番重要になる時代だと思うわけですがけれども、16ページ、30ページ等に保守管理についても随分触れていただいたことは感謝するとして、ただし、それで被曝の問題なんかもあるけれども、これはもちろん定期検査とかの期間を延ばすとか、いろいろな方策が考えられるのでしょう。それについては「柔軟性」ということで触れておられるわけですがけれども、一番気になるのは、この中で、用語の使い分けとして、「期待」というのは、民間にお任せして、国がどうも主体的にやらないという趣旨になっているようなんですけれども、これはほとんど「期待」なんです。その保守管理については、もっと国が安全の確保を、しかも、これから高経年、高経年というか、いろいろ保守管理が一番重要な時代にあって、国の関与がこれではわからない。「期待」というのはもう民間お任せというふうに受け取られるので、国がもっと一生懸命やるんだという趣旨をもっと出さねばいけない。これは民間だけに任せておくというのも、もちろん民間に頑張ってもら

ことは当然なんですけれども、これは直ちにもうかるという形でうまくいかないわけですから、これは国がもっと関与して、積極的に金を出すなりしなければいけない。それで、現状においても、原始的なと言ったら怒られてしまうだろうと思うけれども、もっとロボット技術だとかナノテクだとか、いろいろな技術があるわけですから、そういったものを積極的に原子力の現場で生かしていく。そういう研究開発というのは、例えば立地地域でも積極的にやるというようなことをやれば、地域の方にも安全が見えるのではないかと思うので、ぜひともその国の関与を一つ入れていただきたいということ。

それから、28ページに国と地方の関係の部分があるわけですが、ここに、地方の方が国とは別個のものとなっているような印象が受け取られるわけです。これは、国の中で、地方というのは、あくまでも国の一員ですから、国のやっていることはおらは関係ないということはもちろんないとは思いますが、どうもそういう趣旨が、そういう意向が、国のやっていることは信用できないし、おらのところはおらのところだけで勝手にやっているんだみたいな感じがあると困るので、これはどこかに、国の一員として地方も原子力を担っているんだということをぜひとも入れていただきたい。

それから、これは一番重要な点だと思うんですが、高レベル放射性廃棄物の処分等、ごみの処分についてですが、これは、今年、例えば高レベルの制度についていえば、5年目で見直すべき時期ではあるんですが、その見直しさえやっていないんですよ、現実にはほとんど。その制度についてですね。現状5年間、うまくいっていないわけですから、公募という形でうまくいっていない。その見直しさえやっていない。その見直しの議論さえ盛り上がっていない。それで、ここに書いてあるのは、まさに今までの方式を一生懸命やりましょうということだけしか読み取れないということで、やはり早急に評価をして、それで必要なところは新たな制度の検討を含めてやるんだということを明確に入れなければいけない。

それから、ごみ全般についていえば、今日初めて見て、資料集というのがついていて、ここに、ごみについて、現状の考え方は書いてあるわけですが、原子力関係者を含めて、放射性廃棄物に対する危機感が足りないという私の持論があります。それから見ると、この資料集の資料でさえもまだ不足しているなどというのを今日気づきました。放射性廃棄物というのはどこから出なのか、それからどのくらいの量が出るのか、それから個々の廃棄物の放射性レベルがどのくらいのものなのか、それからどういう時期に出てくるのか、それからどういうふうに分断することが技術的に一番適切なのかということが考えられているわけですから、その5つについて、特に時期、量を含めて、これが入っていないと、関係者の方が、この長計の資料を含めてご覧になったときに危機感を持たないのではないかという感じがしまして、ぜひとも資料の中にその点を入れて、皆さんで危機感を共有して取組を進める

べきだなど思う次第で、ぜひともその点をお願いしたいと思います。

以上、たくさん申し上げましたが、よろしくをお願いします。

(近藤委員長) ありがとうございます。

本案をよくしていくために非常に建設的な提案をいただきましたので、検討させていただきますが、地震のところのスピード感は、スピード感となると、もう行政、他の隣の部屋に頑張れという、ちょっと頑張れから踏み込んでしまっている、ここは圧力を感じるというこの書きぶりですとめてあるんですけども。

はい、どうぞ。

(井川委員) ですから、現状認識の中に世間から遅いぞという指摘があるということを入れておくことで、彼らに世間からの圧力を感じて欲しいと。

(近藤委員長) はい。

それから、保守管理。30ページ、確かに、現在の原子力発電の抱えている技術的課題についてのところの書きぶりが、ここと、それから研究開発のところの最後に、既に実用化された技術云々と、ここへ分けてしまっていることに一つ問題点があるのと、それから、余りこれまた細かくあれこれ書くのかなということで、ちょっと引いたところがある。ただ、おっしゃるところは、被曝管理とか、基本的な目指すところについては明示した方がいいと、そういう趣旨としますと大事なことだと思いますので、検討させていただきます。

あと、それから、高レベルの話は、今、必死でやっている方の後ろから、今やっているのは間尺に合わないから見直すぞと言うのはなかなか辛いものがあるのではないかなということで、そこは、確かにおっしゃるように、見直しの時期であることはわかる。しかし、その作業をやる者は決まっています、見直してもそこでやっていただくのは間違いないと私は理解していますが、もう少しソフィスティケートな言い方で、我々の気持ちが伝わるような工夫はあるかなというふうに思っています。検討させていただきます。ありがとうございました。

それでは、メモをいただいた方の、その発言メモという資料がございますと思いますが、その綴じてある順番でお願いしたいと思います。最初は、井上委員、よろしくをお願いします。

(井上委員) 失礼します。メモを出しましたので、ちょっと読ませていただきます。余り先入観を持たないで、この文章からどういうメッセージが伝わってくるのかなというぐらいの程度で読みまして、4つばかり書いてみました。

まず1番、全体の構成について、5ページの3行目に、新たなこの計画は、「『原子力政策大綱』と呼ぶべきものとする」と、こういうふう書いてありましたので、この言葉は初めて見ましたので、これは全体に対する上位概念ではないかと思いました。この上位概念によって包括されるというのは、「はじめに」と第1章と第2章であって、第3章

以降は、この大綱に基づく行動計画、取組、つまりこの新計画ではないかというふうに読みました。ここははっきり区分して、大きな概念があって、それに基づく取組はこれですよというふうに体系づけたらどうかと思いました。

それから、第1章の「原子力の研究、開発及び利用に関する取組における共通規範」という、この言葉も初めて出てきたので、その後の「今後の取組における共通規範」と二重に出てくるので、上の第1章の大きな表現は、例えば「基本的な方向」というようなことの方が意味がよくわかります。

2番目に、6ページの3行目から9行目の、このパラグラフは、これも初めて読んだような気がするんですが、新たに加筆されたものかと思いますが、大変違和感を感じました。というのは、これは原子力とその他のエネルギー、もしくはその他のもの。例えば、新エネ対比について読んでいいのかなと思ったんですが、かつて会議の中で議論に上がって、その折は、新計画策定会議は原子力のあり方を議論する場であり、原子力外競争については言及しないというような話になっていたのではないかと認識しております。そのテーマが改めてここに記載されているのは、これは原子力否定も新計画の選択肢であるかのように読み取れます。

また、この文面があるからには、行動計画についての記述、第3章以降にその具体的な取組が必要になるわけで、ここはどのように判断したらいいのかなと思いました。中にありました「優れた他者」というのは一体何を指すのでしょうか。

2番目に、その同じ文章の中に、「競争的顧客満足を追求していく」という文章がありましたが、これは事業者、経営者サイドの問題として大変重要だと思いますが、国の政策大綱でこういう表現をするというのはとても違和感を持ちました。例えば、「国民への社会的責任」というような、「社会的責任を追求していく時代」というような表現の方がメッセージとして伝わってきます。

3番目、11ページの14行から17行目の、先ほど井川委員がおっしゃった、メディアのところの文章です。「アンケート調査によれば」という、このアンケートは一体どういうアンケートをもとにしているのか不明であるし、非常にあいまいな理由づけだと思います。もう一度申し上げるのは大変恐縮ですが、井川委員もおっしゃったように、やはり国民は、マスメディアの提供する情報を信頼しているというよりも、それに依存せざるを得ない状況であるというのが実感です。国民もまた多様な情報を読み解く力が期待される時代であるというふうに認識しておりますので、この文章をもう一度精査していただけたらと思います。

そして最後ですが、大変長い文章はもうちょっと短くならないでしょうか。

それだけです。ありがとうございました。

(近藤委員長) ありがとうございました。

最初の、政策大綱だから短い文書であるべきという点については、確かに防衛計画大綱というのが10ページ程度の中身なんですけど、一方で、知的財産何とか大綱というのはとても分厚いものになっています。ですから、大綱だから骨だけということでは必ずしもないみたいですけども、これはまだ勉強中です。

それから、1の「共通規範」で、これはただ1 - 3の頭出しをしているので、これは同じものを指しているの、文章としては多分間違っていないと思いますのでご理解いただければと思います。

それから、この6ページの最後の、やや学生に物を言っているようなメッセージのように思われるかもしれませんが、これから皆さんにお決めいただくことですけども、私は、しかし、今、この現実社会が競争の社会になっている中で、やはりそれぞれプレイヤーは、国としてはその位置づけをするにしても、最終的には国民の満足を得ないものは追放されていくという、こういう社会の現実というのは多分にあるわけですし、その中できちんとして欲しいし、すべきと、また、「優れた他者」というのは、例えば、外国と比べてパフォーマンスが落ちるということを既に言っているわけですから、自明だと思います。常に優れた相手を見出して、それに追いつこうと努力するということが一般的原則として重要だと皆さん考えておられると思うんですけども。おっしゃるように、政府の政策の紙にこんなことを書いてあるのがあるのかと言われると自信がありませんで、これは事務局にも精査していただいていますので、皆様のご意見を踏まえつつ考えたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次、伴委員でしたかな。失礼。勝俣委員の紙がありますね。

今日、ご欠席なのですが、非常に短いものなのでぱっと見ますと、追加した方がいいというご提案を書いていますところですが、エネルギー供給の現状、原子力発電、サイクルの位置づけという、そういうところが今回は断片的になっているのではないかなというところなんです。これはどうするかという、確かにこのことについては随分考えたんですが、ここでの議論を踏まえると、1つには、安全問題というのは、やはり本来、原子力委員会の中心テーマではないにもかかわらず、しかし非常にご関心があったんですけども、いろいろな意味で安全な議論が先頭に立つのが適切かという判断をして、今後の取組の頭が、安全という、共通基盤から入って、その後にエネルギーの問題が来ていますので、そういう意味で、そういうご指摘はあるのかなと思いつつ、しかし、現実、現状のところではそれなりの位置づけを書いてあるつもりなんです。ですから、わかりやすさという点で問題ありというところについては、少しもう一度見直してみたいなと思っていますけれども、この構成を変えるまでしなければならぬかなというところについては、ちょっとまだ留保という感じをしているところがございます。

それでは、伴委員、お待たせしました。どうぞ。

(伴委員) ありがとうございます。

まず第1点ですけれども、上関原発を事例に挙げて、「事業者がこの計画を立ち上げたときに」、「まず金銭をもって地域にアプローチされたために、長年にわたって築かれていたコミュニティが崩れてしまいました」。そして、中略で、「このような事業者のお行儀の悪いやり方について、原子力委員会は承知し黙認しておられるのでしょうか」という意見。もっと長い意見だったんですけれども、その部分だけ取り上げたんですが、それに対して、この話というのは結構よく聞く話で、ほかの地域でも、原発や核燃料サイクルが持ち上がった地域では、大体その地域社会がお金でもってずたずたに切り裂かれたとあって、珠洲でも、もう撤回されたわけなんですけれども、今、ずたずたになった地域社会をいかにして修復していくのかというのが大きな課題だなんて言われているわけです。これへの対応として、2 - 1の安全確保、2 - 4の原子力の国民・地域社会の共生の項で、それを参考として書いたんだというふうになっているんですけれども、なかなか読んでも読み取れないです。

2つあって、1つ、多くの意見に対して、審議過程でそれらを含み込んで議論したんだよというふうになっているんですが、今後の意見募集のときに、もう少し踏み込んで、どこの行間を読み取りなさいとか、あるいはどこどこにそういうことは触れたつもりなんですよというふうに書いていただければいいかなと思います。これは今後の話で、2つ、ここでは、強いて言って、「透明性の確保」ということがそれなんだよということであれば、それだけではちょっとだめなのではないかなというふうに思います。そこで、何か、「公平性」とか、そういったことも加えた形で、こういうことのないようにすることを考えたらどうかというふうに思います。

2つ目の意見として、「国民の信頼を失っているのは、原子力安全行政だけでなく原子力行政そのものである」というふうな意見も書いてあって、同じような意見がほかにもあったし、さらに、これは、当時の新潟県知事のご意見を聴く会の中でもいまだに進展していないと明確に述べられている。そうすると、現状認識というところの中で、そういう困難さ、ネガティブな部分というのは全く触れられていないんですけれども、そういう意見が出ているということについてはきちんと触れさせていただきたいなというふうに思います。これは、先ほど井川委員が放射性廃棄物について話されましたけれども、実際に候補地として挙がったところはみんな拒否されているのが現状で、なかなか困難であるという側面は認識としては入るべきではないかというふうに思います。

それから、前回、地球温暖化対策と原子力について、よそから呼んで、ここで聞く機会をつくって欲しいというふうにお願ひしたんですけれども、結果的にはだめなようで、少し触れることにしました。

まず第1点ですが、この中では「地球温暖化対策に貢献してきている」という認識を示されているんですけども、これはどのような根拠でそういうふうな認識が示されたのかというのがわからない。実際問題として、日本では53基、世界では400基が導入されているわけなんですけれども、現実的には地球温暖化が進んでいるわけで、どのように貢献してきたのかというのが見えないところがありますので、きちんと説明して欲しいと思います。

これは僕はこれまでも述べたことなので、若干繰り返しになるかもしれませんが、多く、ほかの人の意見もあったので、それを含み込みながら、もう一度、主張ということになるんですけども、原発では火力発電所を置きかえることができない。原発が増えれば火力発電所も増えるという意見があったわけです。そして実際に、現実的に、この設備の導入の経過を見てみると、原発も増えているけれども、火力発電所も増えてきている。そして原発の設備利用率が七、八割とすれば、火力は五、六割ぐらいのところというのが現実になっているわけで、原発を増やして火力を増やしてこなかったというわけではなくて、どちらも増えてきている。そしてその理由は、結局、事故時のバックアップとしてある部分必要なんだというふうなことだと思うんです。

そこで、この中でベストミックスの話が出ていますけれども、昔はそういう言葉は使われていなくて、原発のなかった時代にはそんな言葉はないんですけども、今はそれが言われるようになって、非常によりよい構成というよりは、むしろ原発に上限を設けることの意味合いが強いかないというふうに考える。この上限は、実を言うと需要の下限から来ているなというふうに思います。需要の下限というのは、ピーク時電源というよりも最小電力の方が少なく、今や出力調整できない原子力がもうこのあたりで目いっぱいになってきているというふうなこともあるのではないかというふうに思います。

その1つは、原発で火力発電所を置き換えることはできない。2つ目としては、放射性廃棄物の後始末から出るCO₂の量は、これは後々大きく変化する可能性がある。「二酸化炭素を発電過程で排出せず、ライフサイクル全体で見ても」云々とあって、「天然ガス発電に比べても1桁小さい」となっているんですけども、これに対して、長期にわたる放射性廃棄物処理・処分過程における二酸化炭素の排出量も考慮すべきではないでしょうかという意見があって、恐らく一定程度考慮されているんでしょうけれども、どの程度考慮されているのかというのはちょっと見えないところなんです。さらに、地層処分等、これから行われようとしているわけですが、処分はパーフェクトにいくということが前提になっているだろうと思いますが、もし仮に再取り出し等のようなことが起こったとすれば、これはこのCOの排出量というのは非常に増えることになり、この前、原子力発電のCOの考慮、排出量のいろいろな文章の中では、この不確定な部分として廃棄物を取り上げられていて、ある程度の仮定が置かれているというふうなことだと思うんですけども、その辺、もう少しきち

んと検討しないといけない。もちろん、これによって石油、石炭よりも増えるということはないのかもしれませんが、少なくとも、どの程度考慮されているのかというのはちょっと明らかにしつつ考えていかないと、きちんとしたことは言えないのではないかなというふうに思います。

放射性廃棄物については、別途、この文章の中では、「人間の生活環境への影響を有意なものとすることなく処分できる可能性が高い」というふうに書いてあるんですけども、この「可能性が高い」というのは、とてもこれでは納得は得られないのではないかなというふうに思います。もう少しネガティブな状況だし、技術的に高いと言えるのかどうかはまだ見えないところではないかなというふうに、技術的な点で見てもこれから多くの課題があるというふうに考えます。

そして、実際問題、温暖化対策に原子力が役立つんだということで、原子力に頼った温暖化対策というのは、結局、本来行うべき対策を遅らせることになるのではないかなというふうに思います。二酸化炭素の排出を少なくする方法などはほかにもたくさんあると思うというふうな意見も出ています。あるいは原発の新建設を論じる前に、輸送や石油産業に目を向けた方が削減に対しては効果的ではないかといった意見もあった。原発に頼った温暖化対策では、ほかの実際的な対策を遅らせることになるのではないかなというふうな懸念もあります。

また、それに依存していれば、先ほどもちょっと触れましたけれども、原子力に依存した社会は大変脆弱な電力供給構造とならざるを得ずというふうな指摘もあったわけなんですけれども、事故等で一齐に止まった場合には、これは温暖化対策にはならない。むしろ……

(近藤委員長) 伴さん、あと1分。

(伴委員) はい。あと1分。

では、ここは飛んで、項目だけを言うと、省エネルギーこそ本来行われるべきことであり、自然エネルギーの活用が有効な温暖化対策を積極的にとるべきであって、原子力に依存することによっては、これらが効果的にはできないのではないかなという懸念を持っていて、これはそれまでも述べたことです。

それから、あと1分なんですけど、2点だけ簡単にお願い、アナウンスしたいんですけども、1つはパブリックコメントについてなんですけれども、恐らく次回以降にそのパブリックコメントが行われると思うんですけども、インターネットに加えて、その新計画(案)やこれまでの策定会議の資料や議事録が見られるように、閲覧というんですかね、できるように、国や立地自治体の諸機関に配布した上で広く意見募集を行ってください。インターネットだけではなく、アクセスのあり方をいろいろ考えてやって欲しいというのと、それから、その意見募集の期間というのは少なくとも6週間は確保して欲しい。前回、これぐらいだったと思うんですけども、今回もこの構成についてとりましたけれども、それはカウントに

入れないで、6週間ぐらいは確保して欲しいというのが要望です。

それから、最後に、このアナウンスなんですけれども、実は、今日、チラシをお配りしようと思ったんですけれども、大慌てをしましてましてミスってしまいました。7月29日、次回の長期計画の次の日なんです、原子力資料情報室の公開研究会として、「新原子力長計を問う」ということで、森本企画官を招いて、報告者は、情報室の主催なので、情報室側からは私になるんですけれども、森本企画官と私で報告者になって、聴衆者の皆さんと討論をするということを企画しています。7月29日6時半から、文京区民センターの3階の大会議室で行いますので、ぜひ関心のある方は、委員の方もいらしてください。そこで場外バトルをしないで欲しいというのが原子力委員会の方の要望ですので、そこで委員同士でやりとりするということはないかもしれませんが、コメントとしては大いに出していただきたいし、一般の人の参加者がどういう意見を言うのかということを知っていただくのも大変有意義かと思しますので、時間的ゆとりのある人は、ぜひ7月29日6時半から、文京区民センターに来て、参加していただきたいと思います。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

ちょっと長過ぎてしまったので、もうコメントしません。

吉岡委員。

(吉岡委員) 私のは、6ページから68ページまででございます。6から14ページが本文で、15ページ以降は、この前出た長計(案)に添削をしたということで、ですから長計(案)より長くなっているのはお許してください。ほとんど全部、私が占領しているようなものです。

最初に、国民意見募集について簡単に言いたいんですけれども、何か、もう対応済みだという回答が圧倒的多数を占めています。果たしてこういうのは、参加感を高めるためには、いかがなものか。微細な字句の修正であったとしても、できるだけ採用したい。それが目的ですから。しかも今回、まだ案が決まる前からやったわけですから。こんなような対応をしたのではもう出さないぞというようなリアクションが来る可能性があります。具体的にどういふ意見を採用をしたのかということも、説明しておくようお願いしたい。

(近藤委員長) ちょっとそれだけ。採用というコンセプトはあり得ないのでね、これは。構成についてご意見をいただいたので、ですから参考なんです、あくまでも。そういう立場です。

(吉岡委員) ああ、そうですか。構成だけでなく、内容についてもというふうな表現があったように私は思っているんですけれども、まあ、それはいいです。

本論に入ります。

結局、少数意見を書かなければいけないようですので、今日出た最初の6ページから14ページまでというのはその骨子であり、これをより洗練させれば少数意見になるだろうと私は思っております。

少数意見は主に3つのパートに分かれていて、1つは、6ページから8ページで、これが、要するに哲学の部分での反対論です。その後、8ページの後ろからは商業原発政策についての異論を書いています。さらに、11ページからは核燃料サイクル政策についての異論。この3つが主な異論です。より細かい異論については長々とした17ページ以降のところに個別に書いております。これは、こういう異論を私は持っているし、変えるつもりはないというようなことで、これをもって基本的には処理できるかなというふうに思っております。

一応、内容で特に重要な点を申し述べますと、ファジーな論理と表現というのがやはり非常に気になるところで、中には、「合意書」というのがあるかどうか知りませんが、関係者の中での合意書の表現を引き移して、一字一句も修正を許さないというような、何か、そのようなことを匂わせるような表現とか、原子力の世界で特有の表現とか、いろいろなものがある、これを英語に果たして直せるのだろうかと思う。あと、主語があいまいなところがまだ多い。「相互理解」というのもよくわかりませんし、そういうのは英語に直せばいろいろ落ち度が見えてくるのではないかと私は常々思っています。前は2名の委員がそのような趣旨のことを述べたので大変心強かったんですけども、28日までに何らかの形でこの英文版を用意できないかという点を再度提案いたしたいと思います。それは同時に、世界からパブリックコメントを受け付けるということも可能にします。

次ですけれども、哲学として同意できないというのを、第2点目として書いています。1ページ目(6ページ)の1枚目の最後のパラグラフに主に書いてありますけれども、原子力の禁止・制限や保護・支援の撤廃も選択肢に入れろと私は強く主張したわけですが、棄却されました。つまり、進めるということには進めないも入るんだというような、そういう法解釈に立って、例えば、具体的には、商業原発については脱原発シナリオみたいなものも考慮すべきであった。そういう中立的なスタンスが望ましい。それを入れろと言ったんですけども、入れられなかったのが、ここにやはり原子力委員会の党派性というのが非常に強く出ているかなと思います。

次の7ページ、これも哲学に対する異論ですけれども、余り根拠のない優遇措置、保護措置、保証措置。保証というのは、別に核不拡散の意味での保障ではなくて、政府が保証するという意味ですけれども、こういうものを全部撤廃して、ルールを定めた上で公正なプレイヤーの間での競争を実現せよと言ってきたんですけども、全然その辺は最後まで直らなかったなということで、これも基本的な反対意見です。

1-4というのは、それをやや詳しく書いた、その補充意見のようなものなんですけれど

も、ここで新しいのは、政府が保証するといっても、そんなに財力はないし、そもそも政府が保証するといっても株式市場は勝手に動くんだという論点です。その結果としてプレイヤーが退場させられるというようなことも起こり得るんだという、こういう趣旨のことです。これは今までの私の意見メモでは書いていなかったことですので、一応詳しく、こんな議論もあるんだぞということを紹介いたしました。これは、私のオリジナルではなくて、私が委員長をやっている核燃料サイクルに関する国際評価パネルというのを、民間団体の支援でやっておりますけれども、そこでの議論を私なりにまとめたということで、コピーライトは私にあるわけではございません。株式市場が重要だという、そういう点であります。

次ですけれども、原子力発電政策、これについてはさんざん言ってきたので、それをまとめて書いてだけで、少数意見というのはやはりまとめて書く必要があるということですので、整理しただけですので繰り返さないようにしたいと思います。ただ、末尾のところですけれども、核燃料サイクル政策の上の方です。11ページの2 - 8ですけれども、研究開発は段階に区切って、その都度チェックレビューをして、前に進むかどうかを決めるというのが原則であるべきなんですけれども、「もんじゅ」については、安定運転を実証した後にまた使うというような、そういう断定的なことを書いていたりとか、次の次のステップまで書いているというのは、やはりとても変な話であって、ここは節度を持って削除するのがいいのではないかと思います。

それから、核燃料サイクル政策ですけれども、これも、結局、従来のものをまとめただけです。ただ、一言言わせていただくと、核燃料サイクルという言葉の定義がどうもはっきりしないので、それをやはりはっきりした方がいいのではないかと。用語説明にも出ていないというのはよくない。私の理解では、学者の間では、核燃料サイクルというのはワンスルーサイクルも含むものである。しかし新聞記者の記事なんかを読みますと、そうではなくて、核燃料サイクルイコール再処理を前提としたものだということ、そういう表現があるんですけれども、その辺の言葉の意味をここではっきりさせておきたい。日本の原子力委員会としての定義というのがはっきりしていなければ、後々いろいろなところで混乱が生ずるのではないかと思います。

簡単ですが、以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

では、時間が押しているので、山地委員、どうぞ。

(山地委員) ありがとうございます。

まず、資料第1号の6ページの、先ほど井上委員が指摘されたところですね。上から3行目からつけ加えられているところ。私は、これは実はいいなと思って拝見したんです。特に、この「原子力が優れた潜在特性を有することにとらわれて自己を過信することなく、優れた

他者と実績を競い合い」というのは、まことにいい表現だと思います。「顧客満足」はちょっとどうかという感じがするんですけども。というのは、先ほど伴委員が指摘されたように、温暖化対策として原子力がどうかというときに、原子力が全てで、一番いいと言っているわけではなくて、省エネもあるし、新エネもある。やはりそれらと競争して、あるいは一緒にというところが重要なわけですから、そういうことがここによく書けていると思いますので、私はここは大事にさせていただきたいと思います。

それから次は、すみません、ちょっと大分飛ぶんですが、44ページから45ページにかけてのところであります。文章上のことを余り言うつもりはないですが、44ページの下から2行目、「特に」というところで、「2015年頃から」という、この「頃から」がどこにかかるのか、難しいなと思うんですけども、45ページの「国としての検討を行う」というところに多分いくんですけども、これはわかりにくいから、ちょっと近いところへ持っていった方がいいと思います。けれども、言いたいことはそこではなくて、その次の、45ページの3行目の後半、「なお、実証炉については」云々と書いてあって、これ自体は、私、これでいいと思うんですけども、この場所が、4-1-3という革新的な技術システムを実用化候補まで発展させる研究開発のところにあるということは、ここまでは国が主導的に行うということにあるものですから、実証炉をどこが中心になって行うかという重要なポイントについて、ここに置いてあると誤解をされるおそれがあると思います。今までの議論の中で、実証炉段階というのは、多分次のステップで、事業者が主体になって行くべきものだという議論があったと思うんですね。そこがちょっと誤解される可能性があると思うので、工夫していただければと思います。

それから、もう一つは、近藤節という話がありましたけれども、一番最後の51ページの一番最後のパラグラフなんですが、この「民間においても」から始まるパラグラフですけども、これは一文なんですが、なかなか難しい。これは最後ですので割と注目される場所なので、私、2回くらい読んだんですけども、「期待する」に主語がないのは多分いいんですけども、その前に、「継続的に改良・改善していく」というのはだれに向かって言っているのか、この文章を何度読んでもわからないんですね。

(近藤委員長) 「民間においても」というんだから、全体は「民間」になるんです。

(山地委員) 「民間においても」、「いるが」ですよ。「事業リスク管理等が行われているが」。だから、民間はこうなんだけれどもと言っているわけです。

(近藤委員長) それだけではだめだよと言っているんです。プラス・アルファで。

(山地委員) そう読むんですか。これは民間に向かって言っているわけですか。これは読めなかったです。

(近藤委員長) 全部民間です。

(山地委員) 民間がこう言っているがというから、では政府がこれは継続的に改善するの
かと、そうとも読めるんですね。ああ、そうですか。それは、私、何度も読み返してもわ
からなかったので、改良していただきたい。改良していただくと何か別の意見が出てくるか
もしれないですが、以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

ご注意いただきましたことは、問題はよくわかりましたので、考えさせていただきます。

それでは、住田委員。

(住田委員) これまでの議論の集大成というような形でして、いよいよまとめの段階、整
理の段階に至ったと思います。中身につきまして、大きな方向性としては全く異論がござい
ません。特に、私の場合は、原子力について語ることに對して、反対でも賛成でもない、あ
る意味では利害関係のない人間、中立的な立場から見まして、色合いのついているものと受
けとめておりません。

そこで、最後の段階ですので、字句について若干気になったところを3点ばかり申し上げ
たいと思います。

最初に、井上委員がおっしゃったところで、先ほど山地委員もおっしゃったんですが、6
ページの3行目からのパラグラフの、「顧客満足」です。これは自由競争の取引社会に限定
された言葉であるので、もっと広くとらえるべきだろうと考えます。そうしますと、やはり
現世代のみならず、次世代、将来にわたる世代に対しての要請を満足していくという、もっ
と大きなものにしていただきたいということ。

それから、「原子力が優れた潜在特性を有する」ということ。ここについても、今、山地
委員がおっしゃったように、異論はないですが、常に意識していただきたいのは、逆に、制
御の困難性というか、危険性とか、そのような特性についても常に意識して安全についてと
いうような部分を入れないと、やはりバランスが悪いのではないかなという気がいたしました。

それから、2つ目は、その次の「共通規範」という今回出てきた言葉ですが、恐らく何々
すべきであるという今までの基本的方向より、より強いものにしたい、確立したものとした
いというようなことから、このような用語の選択であろうと思いますが、法律家としまし
ては、「規範」というと、すべきというかなり強いものになってしまうと思います。中身を見
ましたら、すべきというよりも、期待されることとか、重要であるというようなことが書
いてあります。そうすると、こうありたいという期待を込めた上でのすべき、あるべきであ
るとしたら、「規範」という言葉よりも、ほかにもう少し違った意味合いで、「原則」とか
「理念」とか、それから「根本的な精神」とかにすべきと思います。「基本」という言葉が
多過ぎるので、恐らくそれを避けられた結果だと思うんですけれども、「理念」みたいなも

のの方が私の気持ちとしてはぴったりくるかなという気がいたしました。

それから、3点目は、今回初めて申し上げるんですが、27ページの「国民参加」。今までかなり言われてきた言葉なんですけど、この「国民参加」の中身としては、単に参加の場合もありますが、政策決定過程への参加となってくると、これはもはや「参画」の段階ではないかと思います。そういう意味では、単に、横に並んで一員となる参加ではなく、上に入る参画という意味合いもあって、「国民参加・参画」というような言葉もこれから使っていただいて、国民に対して、よりこういう問題について認識を深めていただく、またそういう立場であるということの気持ちも込め、こういう言葉を今回ご提案したいと思います。

それから、最後、51ページ、締めところで非常に大事な言葉なので、どういうふうに修正したらいいか、ちょっと知恵はないんですけども、例えば、51ページの後ろから6行目、「当然を尽くす観点」というのが、私としては、気持ちとしてはわかるんですけども、やはり日本語的に何か言葉が足りないような感じがいたします。もし何か適切な用語があれば、後ほどご連絡いたしたいと思います。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

「共通規範」という言葉ですが、「理念」というのとはちょっと違うのではないかと。もう少しプラクティカルな、現実的な規範的なというか、私は「方向性」でいいのかなと思っているんですけども「方向性」という言葉は事務局から嫌われてしまったので「原則」か「理念」かと悩んでいますので引き続き考えさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、佐々木委員。

(佐々木委員) ありがとうございます。

今日、ここに出ました「資料第1号」でありますけど、今までの意見募集の中から、この中に採用すべきというものが取り入れられ、それから前回のここでのいろいろな意見というようなものが取り入れられて、非常に豊かになっているというふうに思います。その点では、基本的には大体こんなようなものかなというふうに私は同意をいたします。

ただ、私がこれから申し上げたいのは、むしろ逆の方向で、ここに出たものは、元々この場で大方の合意が得られて、この間、意見募集に付した、つまり、私の言葉で言うと「骨子」ですね。その「骨子」を、この「文章化したもの」が、どこまで忠実に表現しているかという点を、前回、読んでいませんでしたから、今回は、「骨子」とこの「文章化したもの」を照らし合わせて、詳細に読んだのですね。その結果というか、その作業の過程で感じたことを幾つか申し上げたいと思います。

まず、第1は、4ページ中段「原子力の研究、開発」云々というところの、もう一つ下「我が国の原子力行政は」という段落ですが、ここの文章の末尾のところ、この資料第1

号の「文章化したもの」では「必要な政策・施策を企画・実施・評価して推進」云々と、こう書いてあるわけですね。これに対して、「骨子」というか意見募集に付した「新計画の構成(案)」を見ると、そういうふうには書いていなくて「適時適切な施策を企画し、推進することになる」と書いてあるわけですね。つまり、基本的には「評価」というのは入っていませんでした。ところが、この文章化したものにはそれが入ってくるわけですが、私は「評価」というのは、むしろ基本的には、どちらかということ、原子力委員会あるいは国がやるべきものではないかと、こう思っているものですから、この文章にそれを入れてしまうと、関係行政機関が評価というふうになってしまうのではないかと、ちょっとその辺の、どうしてここにこの「評価」というのが入ってきたのかのご説明をいただきたいというのが1つですね。

それから第2点は、ちょっと飛びますが、42ページ、43ページあたりのところですが、42ページは上から10行目あたりですが、「国あるいは研究開発機関が」という言葉があります。同じような表現は、同じページの下から7行目くらいですか、「国や研究開発機関」という言葉が出てきますよね。それから、同じように、次の43ページの下から3行目あたりも、「国及び研究開発機関が」という言葉があるのですが、「新計画の構成」という、いわゆる「骨子」を見ると、骨子では「国あるいは公的研究開発機関」という言葉が、今申した3つの箇所に、全部「公的」というのがありましたが、それを「文章化する」ときになぜ外したのかと、この説明もいただきたい。

それから、同じように、42ページの中段のところ、「なお」というところから始まる文章がありますが、その上のところに「研究開発資源の配分を行っていくべきである」というところがあるのですが、「骨子」では「効果的かつ効率的に配分」と、こう書いてあったわけですね。「効果的かつ効率的」というのを、なぜ「文章化」したときには削ったのかということ。

それから、43ページの4-1-2の「革新的な」云々という表題があるところの4行目あたり「取組のあり方を定めるべきである」というところ。これは、「骨子」では「国は」という言葉がきちんと書いてあるわけですね、「国」という言葉が。それがこの「文章化」の中では抜けている。同じように、44ページの上から7行目あたりの「具体的には」というところがありますが、ここでも、「骨子」では「国は」という言葉が入っていたのです。「国は研究開発の場の」云々というところ。ところが、「文章化」したときには削られている。同じように、45ページの4-1-4の上から5行目のところで、「支援等するべきである」というふうには書いてありますが、「骨子」では、15ページのところを見ると、その後、こういう文章があるわけですね。「特にエネルギー技術の研究開発活動については、他の分野に比べて国の関与を大きくしてきていることには一定の合理性があり、今後とも維

持されるべきである」と、非常に重要だと思うのですが、この辺の文章は、「骨子」にはあったのにこの「文章化」したものではありません。どうしてかというふうに思う。

それから最後に、46ページの4-2「大型研究開発施設」というのがありますが、そのところの「また」というところから始まる段落の2行目、「設置する研究開発組織」という言葉があるのですが、これは、例えば47ページの上の方から7、8行目「したがって、研究開発機関」と、ほとんど、ほかの文章でも「機関」と書いてあるのですが、ここの46ページの今申し上げたところだけは、「研究開発組織」と、こうなっているのですね。これはやはりずっと「機関」で統一した方がいいのではないかというふうに思います。それが大体言葉のことで。

それからもう一つ、最後に申し上げたいのは、この「資料第1号」の冒頭のところ、5ページの上から3、4行目のところに今回「原子力政策大綱」という言葉が初めて出てくるわけですね。これは「骨子」にもなかったと思うのですが、急にこういう言葉が出てきた。これについては、そういう意味では、突然というか、唐突に今回出てきたなという印象を受けるのですね。この場で、こういうふうに呼ぶことについてどうなのかということについて、やはり議論が要るのではないかなというふうに思います。

というのは「政策大綱」となっていますが、原子力委員会は、私は個人的には原子力に関する基本的な政策を決めるところだというふうに思っているのですが、今までの議事録とか、あるいはこの場の各委員の発言の中には、必ずしも政策を云々するところではないのではないかなというようなニュアンスの発言もあったのではないかと私はとっているのですね。ですから、そういう点からいくと、これを「政策大綱」とするというふうにして書いてあるわけですが、やはり議論の余地があるのではないかな。

むしろ、もっとわかりやすく、先ほどの「政策大綱」云々というあたりの前の文章ですね。4ページが一番最後のあたり「基本的な施策の方向」とか、あるいは5ページの1、2行目ですか、「原子力に関する施策の基本的な考え方」というような表現がある。もし「新計画」云々というふうに呼ばないで、新しい名前をつけたいのであれば、こういうふうに「国の原子力に関する基本的な考え方」とか、そういう類の表現の方がわかりやすいのではないかなというふうに思いますけれども。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

構成とのずれは、おっしゃるとおりのことがあります。それは構成の短い文章の中では主語が明確になることが非常に重要だということがあったんですが、今回のように文章化しますと、流れから主語が自明であるところは「国」が重ならないように、割と削ったところは確かにあります。ただ、ご注意いただきましたのでちょっと精査してみます。

それから、「研究開発機関」という名称ですが、これは吉岡委員からもコメントをいただいているんですけども、国と公的研究機関というのは、また、本当は「公」とつくと、普通、国と地方自治体の関係で「国」と「公」という言葉が使い分けられることはしばしばあるんですが、ここでは、研究開発機関イコール公的研究機関なので、国としては、独立行政法人はちょっと国だと脇に置いている感じがありまして、それを総称して、今は基本的には研究開発機関という形でまとめています。それでは私立の研究開発機関はどうなってしまうんだということがあって、ある意味ではまだこちらが混乱しているというか、きちんとこれでいこうかというところに決まっていらないんですが、基本的には、いわゆる国の研究開発機関を「国」というのをとって、「研究開発機関」というふうにやって、国と行政機関のニュアンスを込めて書き分けています。

それから、もう一つ「原子力政策大綱」という名称につきましては、そもそも、おっしゃるとおり、実は、この会を始めるに当たって申し上げたことなんですけれども、今後、ここで皆様にご議論いただくものを何と名称するかということについては、行政機関内部における様々な調整で、我々の原子力委員会の存在意義、存在感というものをどういうふうにしていくかというプロセスで決められるべきものというふうにお断りした上で、仮に、何かしらの新しい、長期計画にかわる、バージョンアップするものという意味で「新計画」と呼びますということをお願いして作業をスタートしたところでございまして、それについては、なお議論しているところでありまして、これについてはなるべく早くお伝えしたいと思います。ただ、エネルギー基本計画とか、ほかの基本計画というものもあり、その行政の方におけるありよう等との関係の考えと、原子力委員会の持っている責任と権限の範囲で考えると一番ふさわしいのは何かと、そういう観点で引き続き検討していきたいと思いますが、おっしゃるとおり、その2行目にあります「施策の基本的考え方」というのは、実は内容がぴったりだといえばそうなんですけれども、そういうものをやや固い感じで並べて書くかどうかという「政策大綱」なのかなという、そういう意味で「呼ぶべきもの」というふうにここでは書いて、こういう考え方もあるということをご紹介申し上げているところでございます。

これについては、鋭意作業し、なるべく早く皆様に原子力委員会としての考え方を表明したいと思います。今、既に若干表明はしているところでありますけれども、確定的なところはこれ以上は申し上げられませんが、ご容赦いただければと思います。

それでは、松尾委員。

(松尾委員) ありがとうございます。松尾でございます。

全体的に、項目立て、構成、随分すっきりしてきたのではないかとこのように思っています。申し上げたいのは、意見として2点でございます。

まず第1点目ですが、35ページの一番上のところにプルサーマルについて触れてあります。前回よりも国の積極的な姿勢を織り込んだ表現にさせていただいて、ありがたいと思っておりますが、いま一步明確にさせていただきたいと思っております。といいますのは、前回、5年前にできました現行長計においても、我が国としてプルサーマルを進めることは適切であるということが明確に記載されておりますが、今回それが外れております。5年間の間に、それが不要になるほど皆さんのコンセンサスが進んだという実態はないと、現実的に事に当たって感じておるということから、今回においてもこういった姿勢を明確にさせていただきたいというのが1点目でございます。

2点目は、同じページなんですけども、その一番最後の方の不確実性への対応ということで、「国、事業者等は、長期的には」云々と記載され、国と事業者が並列に、その使用済燃料の直接処分等々に関する調査研究を行うということになっております。もちろん、事業者としても、こういった調査研究を進めることにやぶさかではありませんし、また、サイクルの議論において、将来の不確実性に対応するための研究が必要という議論があったことも承知はしておりますけれども、ここにありますように、非常に高度な研究開発について、国と同じレベルでこれを行うということは、やや負担が重いと感じているところでございます。

事業者としては、言うまでもなく、原子力発電、あるいは再処理、MOX燃料等々について、今一生懸命やっているところでございますが、直接処分技術、超長期貯蔵技術、トリウムサイクル技術、こういった高度な技術を国と全く同じレベルでやれというようなトーンにとれないこともありませんので、修文の問題かもしれませんが、この辺、ちょっと温度差のあるような表現ができないものかなと思っております。以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

いずれも問題点は理解しました。考えてみますと、確かに、先ほど勝俣委員の意見にもありましたけれども、この全体の書きぶりの中で、分散して物事を配置してしまっているところがありまして、そこが前回長計とちょっと大きく異なるところなので、その意味で、ばらばらにした挙げ句の果てに、大事なキーワードがどこかへ落ちてしまったことはないのかなと、ちょっと事務的に今調査させていただいておりますので、検討させていただきます。

それから、不確実性対応は、おっしゃるとおりだと思います。国の役割につきましては、改めて43ページの基礎・基盤的な研究のところ、将来の選択肢を確保するための基本的な調査研究も適宜に推進すべきだと、国についてはちゃんとやれと書き込んでありますので、一般論としてはそう期待し、研究開発のドメインで、43ページのところにあるように、基礎・基盤をしっかりとやれよと国には言っているということで、一応気持ちとして、我々と

しては整理しているつもりなのですが、そこをこれまた分散配置していますので、趣旨が理解されにくい欠点はあるかと思えます。少し考えさせていただきます。ありがとうございました。

橋本委員、お待たせしました。

(橋本委員) まず、構成のところで、勝俣委員のおっしゃっておられたことに私は賛成であります。そこだけ申し上げたいと思います。

それから次に、5ページで、上の方に「原子力政策大綱」というのがありましたけれども、そこでは国の各省と地方公共団体、国民各層という形で書いてあるんですが、事業者のことは全然ここに出てきていないですね。

それから、「地方公共団体」、「国民各層」はいいんですけども、「期待を示す」というと、何か、原子力行政を進めるのに邪魔なことを言うので、それをこれで説得するような感じになってしまうので、何かここは少し、法律などに書いてあるところから見ても、直していただいた方がいいのではないかなと思います。

それから、若干細かいことばかりで恐縮なんですけれども、例えば、19ページ一番最後の方の3行目ぐらいのところに、政策評価の結果に関して、「その際、その内容を国民に周知することが、施策についての理解…」とありますが、「有効であることにも十分留意すべきである」というのではなくて、原子力基本法でも「成果を公開し」と書いてあるので、「積極的にこれを国民に周知して、理解を求めていくべきである」と書いてしまうとか、もっと前向きに書いた方がいいような気がします。

それから、次の23ページをお開きいただきたいと思えます。これについては、実は、真ん中あたり「また、国は」のところの параグラフがありますけれども、その一番最後の方で、「安全規制に係る各種の判断基準等の制定・改定に関する適切な情報提供を行うとともに、規制活動状況を説明し、共通理解を深めることが重要であり」ということで、一方的に国が地方側にいろいろ働きかけをするように書いてあるんですけども、実は、安全確保に関する中間取りまとめの段階では、「地方自治体の意見等を積極的に求め、情報交換」というようなことが書いてありまして、現場でのいろいろな知恵というものを活用するようなことも書いてあるんですね。案では一方通行になっていますので、そこを直していただけたらと思います。

それから、次に、26ページ、透明性の確保というのがあるんですけども、これも、論点の整理では、実は、安全協定のことが透明性の確保のところに書いてあります。安全協定が大変大きな役割を果たしているということを書いてあるんですけども、安全協定というのは、実際には電力事業者などにとっては極めて大きな意味を持っていることですから、この長期計画の中にも、そういったことについて、透明性の確保の上で、どこへ書くかはとも

かくとして、論点の整理では透明性の確保のところに入っていますので、書いていただいたらどうかという気がいたしております。

それから、下から10行目ぐらいのところ、「また、原子力発電の将来は国民の理解に掛かっていることから」というと、何となく、これも国民が邪魔しているように聞こえてしまう。ですから、要するに、原子力発電を将来とも継続していくためには、国民の理解を深め、信頼を得ていくことが大事だからというような格好に直せばいいだろうと思うんですけども、何となく、原子力委員会が進めようとしているそれを、みんなにこれで釈明しているんだという感じができてしまうので、そういうところをちょっと直していただけたらと思います。

それから、28ページの2-4-5の1行目、「原子力施設の立地受入は、地域社会の開発計画の一環として行われるものであるから」。確かにこれが多いんですけども、そればかりではなくて、原子力の意義を理解して協力しているところもあるということで、「一環として行われることも多いことから」と直すとか、少し考えていただけたらと思います。

それから、41ページ、上から4行目、「なお、処分のための具体的な対応がなされるに至っていない放射性廃棄物の処理・処分については」云々と書いてありますけれども、これは、何も原子力施設の廃止措置等に伴うものばかりではなくて、全ての廃棄物に共通ですから、前のページの3-3-1の基本的考え方の方に持っていかれたらいいのではないかなと思います。

それから、あと、これは近藤委員長に申しわけないですけども、やはり51ページの最後のパラグラフ。これは「経営上の想定外事象の発生に伴う損失を最小化するため」とあるが、そればかりではなくて、やはり安全管理とかその他が大事だから民間でもやっているわけですし、いろいろな面で問題があると思いますので、少し直されたらどうかと思います。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

国民の理解なくして進めないというのは、余り違和感はないと思ったんですけども、今気づいたことは、確かにどうしてもこれを書くときに、原子力をやっている人たちに物を言っているという感じのところちょっとありまして、多分それが逆に、ある種、違和感を持って読まれるということに気がつきましたので見直してみます。ありがとうございます。

山名委員。

(山名委員) ありがとうございます。

まず、規範の部分ですが「規範」という言葉については、適切なことばは今思いつかないんですが、まず18ページに、総合的な取組という1-3-2というのがあります。これは、中身をよく見ますと、むしろ、多面的とか連携とか、あるいは省庁間を横断的とか、そうい

う意味で言っているので、「総合的」という言葉がいいかどうかは、言葉の問題としてご検討いただければ幸いです。

それから、その下に、1 - 3 - 3で短・中・長期の各取組の同時並行的な推進。これはとても大事なことなんですが、一言申し上げたいのは、この短・中・長で、今日、明日、明後日の技術というのがあるわけですね。我が国で一番大事なのは、そのバランスといますが、重点的な考え方が、実はなかなかあいまいなところがありまして、ある人は非常に先ばかり見ているし、ある人は今日のことばかりやっている。3つやらなければいかぬというのはとても大事なんですが、ここをうまく書かないと、これを理由にただらと何か併存しているような世界が出現する可能性があるわけです。これは、技術者サイドの人は何かちょっと思い当たる節があるのではないかと思うんですが。それで、大事なのはやはりプライオリティー、重要度。それを常に考えながらこの3つを並行するという、そういうスタンスがやはり規範として大事だということを明記されたいかがでしょうか。

それから、佐々木委員もおっしゃっていたことですが、論点の整理との表現の違いについて、ちょっと気になっていることだけ申し上げます。34ページの下から10行目ぐらいに、「プルトニウム、ウラン等を有効利用するという基本的考え方を踏まえ」となっていますが、論点整理では「基本の方針とする」というふうになっております。「方針」と「考え方」では多少違うような気がします。ですから、そこは明白に「方針」と書いて何ら問題はないと思います。

それから、35ページの下から10行目ぐらいのところ、第二再処理についての表現で、「操業が六ヶ所再処理工場の操業終了に間に合う時期までに」とあるんですが、骨子では「十分間に合うように」と、「十分」が入っているんですね。どっちでもいいんですけども「十分」があった方がいいのかなという印象を持っております。

それから、研究開発の区分をやったのは、とてもよかったと思ひまして、5つに分けたということは。ただし、その名称のつけ方が多少骨子と変わっております。例えば、4 - 1 - 2の核融合とか、その辺のところは、骨子では「技術システムの実現を総合的に試行する研究開発」でありましたが、「実現可能性を探索する研究開発」にしておられます。これは、むしろ私は新しい方がいいと思ひまして、次の4 - 1 - 3も新しい方がいいと思ひているんですが、論点整理はもう修正することはないですよ。要するに両方で名前が違ってくるということが多少混乱を生まないかということが気になっておるということでございます。

それから、47ページ、研究開発のところ、4 - 3で知識・情報基盤の整備というのがあるんですが、骨子のところでは「研究評価」ということを書いているんですね。あるいは「研究環境の整備」ということを入れているんですが、この今後の研究開発によって、やはり研究成果の評価というのが非常に大きなことであろうと。この本文の最初の方にも「研究

評価」という言葉が出てきます。ですから、この研究開発のところにはもう少し研究評価というもののあり方をどこかに加えるべきではないかと。単に研究の内容だけ書くのではなくて、研究評価を行うということがこの章の中に書かれてしかるべきではないかというふうに考えております。

それから、これはちょっとつまらないことで恐縮なんですけれども、34ページに戻りますが、一番下の行に「特に六ヶ所再処理工場についてはこれを円滑に稼働させ、我が国に実用再処理技術を定着させていくことを期待する。」そのとおりなんです、六ヶ所再処理工場というのは民間事業ですから、それを円滑に動かすのは当然ビジネスとしてやるわけです。実用再処理技術というのは何かというと、あの工場を設計、建設するための膨大なエンジニアリングベースというのがありまして、それはある意味で、メーカーとか、あるいは東海再処理工場のような開発機関で蓄積されてきた上であの工場ができております。そうすると、再処理事業者である日本原燃がまずやることは、事業としてそれを安定に動かすというノウハウ、技術を蓄積して自分のビジネスを全うすることであって、決して研究開発機関ではないわけですね、日本原燃は。大事なことは、六ヶ所の運転を見ながら、メーカーや学会や技術者がその設計の妥当性を評価して、それを我が国の技術として取り込んでいくということですから、多少表現が違うのではないかというような気がいたします。

以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

評価のことだけひとつ申し上げますと、全体、一番最後の評価、原子力研究開発利用全体について評価のことを書いてしまいましたので、大きな問題としてはそこへ移したと。ただ、個別具体のことについては、ぜひ評価しながらやらなければならないというものについてはそこへ直接書き込むという格好で整理したんですが、研究開発全体について評価が必要だということは、当然、前の論点のまとめでもそうしてありますので当然のことなんですけれども、編集上そうしたということで、後ろの方でそれが読めなければまた困るということで、ご注意いただきましたので見直してみます。

それから、論点整理のワーディングとちょっと違っているところは確かにあります。それはどうしても、ここで議論しているから進歩せざるを得ないので、そのところはどうしたものかと。全体を通じて、そういう問題、論点整理とワーディングが変わったところをどこでどう整合するか、そのことのプレース、あるいは位置をどうするかということは難しい問題で、最終的に、最後の回に全部整合的にするように、先ほどの吉岡先生のような細かいチェックを入れていただいて、全部を一括変換でぱっと直すという手もないわけではないと思いますが、ご指摘は重要なポイントと思っていますので検討させていただきます。ありがとうございました。

殿塚委員。

(殿塚委員) ありがとうございます。

全体として、よくまとまっているというふうに思っておりますが、皆さんが言われたように、わかりやすさという観点から、やはりもうひと工夫要るのではなかろうかと思っております。その理由は、説明箇所や視点が散在しているということがひとつあるのではないかと。そういう意味で、勝俣委員に賛成でございます。

それから、ワーディングについてなじんだ言葉を極力使うということも必要なのではと思っております。この辺については事務局でよろしくお願ひしたいと思っております。

例示として申し上げますと、6ページ3行目からの一節にある「顧客満足度」。先ほどもご意見がありましたけれども、内容的にも意味するところを説明するに当たって「顧客満足度」という言葉はややなじみにくいのではなかろうかと思っておりますので、この辺の改正が必要かと。

ただ、その後「自己を過信することなく、優れた他者と実績を競い合い」、「自らのあり方を変革し」と大変泣かせる言葉が随所に入っておりまして、えてして、こういう文章というのは無味、無機的なものになりがちな原子力問題の中で、大変人間くさい言葉がこういう数行入っているというのは結構だと思います。近藤節だろうと思っておりますけれども、ぜひこれは残していただきたいと思っております。

それから、原子力の研究開発に対する位置づけとして、国の基幹的な位置づけをすべきだという趣旨の話が、投資の問題とともに、先回の文書には記載されておりましたけれども、今回、その言葉がなくなっておりますが、原子力の研究開発が国の基幹的な役割であることはここで議論されたことでもあり、重要なメッセージであるというふうに思いますので、この記載を字句できちんと入れることをお願ひしたいと思っております。例えば、16ページの一番下の行、「その有用性が高いと認識されている」と。続いて「そこで今後の原子力研究開発について、国はこれを基幹的な研究開発分野に位置づけて取り組んでいくことが重要である」ということも一つの案になろうかと思っております。もう一つの案として、41ページの下から2行目「以上の諸点を踏まえれば、原子力研究開発は国の基幹的な研究開発と位置づけ、今後とも」云々と、こういうふうに改正する案もあると思っております。

それから、もう1点、16ページに戻りますけれども、1-2-10の10行ぐらい下に「しかし、同時に、既存システムを置き換える技術を準備する観点から、水素製造技術など将来において」と、例示として「水素製造技術」が入っておりますけれども、この委員会の議論の経過等を踏まえてみると、例示として挙げるには、水素製造技術よりも、高速増殖炉サイクル技術の方が重要なことではないかと思っております。

以上であります。

(近藤委員長) ありがとうございます。

「基幹的」という表現の問題はおっしゃるとおり前回があったんですが、ちょっと今回は外してあるんです。そして、ちょっとまだ原子力委員会として腰が座っていない表現として、42ページの真ん中辺に、なお書きで「決定していくべきである」と。「国が決定していくべきだ」と長いので、ちょっと区切って、原子力委員会が自分で決めるのではないのか、責任放棄ではないかと言われかねない文章を書いて、ご批判があるかなと思って、岡崎さんに怒られるかなと思って、ここに書いてあるんです。ただ、大事なことだと思っています。ですから、今のご発言、またほかの方も「基幹的」という言葉がどうしても重要だということであればまた考えますが、ただ「基幹的」と言うだけでは何の意味もないという面もありまして、また、さっきの自分たちで自分に花丸をつけて喜んでいるという世界は極力避けたいという、そういう思いもありまして、そのこのホワイ、ピコーズが他との総体的な関係において主張できるものであれば、その中身を書くことが重要なのであって、ただ自分で「基幹的」と言っても、私は大事な人間ですと言っているのと相違ないので、余り価値がないということで、少し考えております。ですけれども、この紙は、その部分に関しては問題提起として出しておりますので、引き続き、むしろ続いて岡崎委員からご発言いただくといいのかなと思います。

(岡崎委員) ありがとうございます。委員長から指摘があった点も含めて、3点ばかりお願いをしたいと思います。

まず第1点は、もう既に議論になりましたけれども、第1章で、横串的にこういう形でおまとめをいただいたのは、大変すっきりしてよかったと思います。やはり言葉の問題で、「共通規範」という言葉が数十年先を見通して、10年これから政策を考えていくときに、余り規範的な態度で望むというのは決していいことではないので、やはり井上委員からもご指摘があったように「取組における」ということが書いてあるわけですから、「基本的考え方」だとか、あるいは「基本理念」だとか、そういう言葉の方がよりなじむのではないかなという印象がございます。

それから、具体的な点で、35ページの(6)、松尾委員からもご指摘があって、今回のこの策定会議で議論した中で、この不確実性への対応というのが今回の一つの大きなテーマであったわけで、こういう形で具体的に取り上げていただいたというのは大変いいことだと思うんですが、先ほど委員長が43ページ以下でこれをフォローして書いてあるということなんですが、ちょっと私はそのこの認識が違ってありまして、43ページ以下というのは、あくまでもこの計画、あるいは今までの計画で取り上げてきた政策にのっかってきたものを基礎基盤研究として着実にどう進めていくかという観点で我々は認識しておるわけですが、この35ページの(6)の具体的な3つのテーマについて、果たして、将来の政策選択

を行う観点から基礎基盤研究として調査研究をやれということであるならば、少しやはり政策当局と具体的にこれらの課題を、だれがどういう形で、どういうところまで深めていくべきなのかということについて、この計画の書き方はそれでいいとしても、具体的にどのように進めていくべきかということについて、ぜひ関係機関の中で意志統一を図っていただくことが非常に大事なことはないか。我々、研究機関としても、この問題に対して、どれだけの資源を配分して、どういう体制で取り上げていくべきかというのはやはり悩ましいところがありますので、少し明確にさせていただいた方がいいのではないかと気がいたします。

それから、42ページの、まさに委員長からご指摘あった、4-1-1の前のなお書きのところについて、もちろん、原子力研究開発活動と他の科学技術活動全般との連携強化とか総合性というものは非常に大事な点であります。まさに基本計画との関係というのは大事な点であって、そこは私も何ら否定しないわけでありましてけれども、そういったものを総合的に評価をするというのは既にその前のパラグラフのところはかなり書き込んでいただいておいて、具体的に最後のところ、原子力の研究開発活動を、原子力以外の分野でこれを維持・発展していくということを言っておられるのは、果たして何のことを書かれたのか。単に予算の配分の話なのか、あるいは具体的な実施のやり方の話なのかということを見ると、あえて、このパラグラフをこの計画の中に書き込んでいただくということではなくて、具体的に今後どう進めていくかという中で解決をしていけば足りることではないかということで、削除していただいてもいいのではないかなという気がいたします。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

草間委員、お待たせしました。

(草間委員) どうもありがとうございます。

大変、構成等、あるいは文章等もわかりやすくなってきて、もういよいよ最終になったという印象を強く受けました。それで、確かに大分わかりやすくなったんですけども、そういいながらやはりわかりにくいのは、先ほどからご指摘がありますように、文章が長いということと、それともう一つは指示代名詞が多過ぎることです。主語がなくて指示代名詞が多過ぎるので、何を差しているかに行きつ戻りつ読まないといけないということになりますので、例えば、6ページのところも「その働き」、「これら」とか、「安全を確保」のところも、「これら」、「その働き」とか、何を指しているんだろうなというのがわかりにくい。行きつ戻りつ読むと趣旨がよくわかるんですけども、ちょっと指示代名詞が多過ぎるのがわかりにくい一つの原因ではないかなと思います。

それともう一つ、文章で「であるが」何とかと、見ていただくとわかりますけれども、それがすごく多いんですね。だから、通常「何々であるが、何々」というのは、これは国語審

議会みたいになりますけれども、どちらかが否定の文章になってしまう。だから、例えば、8ページのところでありますけれども、「十分念頭に置くべきであるが、少なくとも」。こういったところは「ある」と一度切って、「さらに」とか、やはり文章を区切っていないと訴える効力が少なくなってしまうと思いますので、ぜひわかりやすい文章にさせていただきたいと思います。

私自身はどちらかという原子力よりも放射線利用に足を突っ込んでいるわけですが、最初から言われていることで、原子力の中には原子力エネルギーと放射線利用が含まれるということですので了解しました。現長計は放射線利用という章があったわけです。今回は、様々なところに放射線利用をできるだけ書いていただいているわけですが、様々な中に分散させる中で、原子力エネルギーだけではなくて、放射線利用が含まれているんだよというニュアンスができるだけわかるようにしていただくということが大変重要ではないかなと思います。

例えば、25ページの人材育成のところ、ちょうど3分の1くらいのところでしょうか「原子力専門教育や原子力基礎教育」と、こう出てきますと、かつての原子力工学科の教育を指すように思います。これはテクニカルタームですから。だから、この原子力の中に放射線利用というか、広い意味での放射線も入れているとすると、例えば「の」を入れていただいて、「原子力の専門教育及び基礎教育」と、こう入れていただくと、少し放射線も原子力の中に入っているのかなと思われまので、今のは一つの例でしかありませんけれども、こういったところで、ぜひ全体に、原子力という中に放射線利用も入れているんだというニュアンスが、後でまたゆっくり読んだときに読み取れるような形にさせていただきたいと思いますので、その辺をお願いしたいと思います。

それともう一つ、5ページの3行目のところで、「地方公共団体や国民各層に対する期待を示す」と。もし仮に大綱だとしますと、「地方公共団体や国民各層に対する期待」と、地方公共団体は国民と同じレベルでいいのかなと、こういう印象を持つんですね。国民に対しては「期待」でいいと思うんですけども、地方公共団体については、原子力委員会等がちょっとこれだと腰を引いてしまっている印象がありますので、ここの文章はぜひお考えいただきたいと思います。

それと、先ほどから「共通規範」という言葉がいろいろ議論になっておりますけれども、私は、その第1章のタイトルのところの「共通規範」。これは、「共通規範」くらい大きな言葉でもいいのではないかなと思っております。

それで、1 - 3の「今後の取組における共通規範」については、「共通規範」というのは目標も全部入れた大きなものですので、ここの1 - 3のところのタイトルは、「今後の取組における共通認識」くらいかなと思ったりするのです。その辺をお考えいただくといいかな

と思いつつ読ませていただきました。

大変わかりやすくなってきたという印象を持っております。どうもありがとうございました。

(近藤委員長) ありがとうございました。

参考にさせていただきますが、確かに、「原子力」という言葉が、原子力と放射線と両方意味しているところはそう書いた方がいいんですが、原子力工学科といいますと、あれはデパートメント・ニュークリア・ラディエーション・アプリケーションと後ろについているんですけれども、だれもそこを言わないという、そういう世界がありまして、工夫させていただきます。

それから、地方のところにつきましては、先ほど橋本委員からもご指摘をいただきましたので、これもいろいろなご議論、国民、意見募集でもたくさんこの点についてのご指摘がありましたので、今、どう整理したものかと思っているんですけれども、一応それなりに気を使って書いたつもりなんですけど、まだ不十分だということだと思いますので、検討させていただきます。ありがとうございました。

それでは、前田委員。

(前田委員) 今日、冒頭、河瀬委員が、この計画に原子力の比率として30～40%と書かれてあることは非常に心強いと、こういうご発言がありました。一方、前回、たしか渡辺委員から、そういう数字を書くと、要するに国が責任を持たないような数字を書くのは反対だというご意見がありましたし、今日、吉岡委員はおっしゃいませんでしたけれども、メモにはやはり反対の意見が書かれています。意見募集を見ていまして、こういう数字に対して、非常に書くことに反対という意見もありましたし、逆に、もっともっと多く、シェアを40、50と増やすべきだという意見もありまして、いろいろ意見が、幅が広いものですからちょっと整理する必要があるのではないかなと、こう思います。

それで、私が考えますには、この数字といいますか、今議論していますこの新計画は、今後の原子力活動の基本的な方向と、それに向けての短期、中期、長期の取組を示すものであって、こういった基本政策を、具体的な研究開発計画だとか、あるいは原子力発電、放射線利用等の施策に展開していくためには、やはり具体的な数値目標というものは必要なんだろうと思います。京都議定書でも、ああいう1990年レベルのマイナス6%という数値目標が出たからこそ、各省庁において、それに対する具体的な施策が出てきたというようなことがあるわけです。

そういう意味で、この数値目標というのは必要だと思うんですけれども、その妥当性はどうかということが問題になるのだろうと思うんです。30～40%というのは、いわゆるベストミックスという考え方に基づいて、これは論理的ではなくて、むしろ経験論的に出てき

た数字であり、世界中を見ても、この辺で原子力の比率を持っている国は結構多いし、我が国でも、過去10数年間、やはりこの30数%ということで来ているわけですし、これは、そういう意味では妥当な線かなと思います。

ただ、京都議定書が発効し、今後の長期的な地球温暖化対策がますます求められるときには、この原子力のシェアをもう少し高めていく必要が出てくるかもしれないというようなニュアンスがこの表現には入っていると、こういうふうに思います。

この数字自体は、決して、事業者を縛るとか、あるいは長期に固定的なものだとかいうものではなくて、先ほど申しましたように、長期、中期、短期、それぞれの活動、代替技術の開発、そういったものを行っていく上での指標になるものだと。そういうものとして理解すべきものだろうと、私はこのように思います。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

児嶋委員。

(児嶋委員) ありがとうございます。

まずは、私は、「もんじゅ」のことによくなかかってきましたので、「もんじゅ」のことでちょっと申し上げたいと思いますが、14ページのところの上の方に「もんじゅ」の事実が書いてありますが、上の2行目から「同機構は2005年2月にナトリウム漏えい対策等に係る工事計画について福井県及び敦賀市」と、こう書いてありますが、これは改造工事なんですね。改造工事というのは、これは、今日お配りいただきました資料の25ページに「高速増殖炉の研究開発」の下のところに「『もんじゅ』の状況」というのがございますが、このところに「改造工事」というのがはっきり書いてあります。ですから改造工事計画と直していただきたいと思います。

それからもう一つ、これは、齋藤委員と、ここへ来てから議論したんですが、齋藤委員の意見も既に渡っているという話ですけれども、実は、福井県と敦賀市の事前了解というのが、了解の前に、既に国の方で安全審査の認可がおりているわけですね。ここの資料の25ページにもありますように、安全審査は平成14年12月26日に許可がおりております。それから、設工認も16年1月30日に最終的に出ております。ですから、国の審査が終わって、そして設工認が終わって、そして1年以上遅れて福井県と敦賀市が了解したわけですから、国の方がむしろ重要な一つのステップだと思いますので、そのところが何も書かれていないというのはちょっと不自然であろうと思います。ですから、ここを書き足していただきたいと思います。

それから、もう一つ、実証炉のことを先ほど山地委員が申されましたが、45ページのところですね。45ページの一番上の方から3行目「なお、実証炉については、これらの研究

開発の過程で得られる種々の成果等を十分に評価した上で、具体的計画の決定を行うことが適切である」と。これは、国がこんなことをするのではないんだというようなことを山地委員がおっしゃいましたけれども、私は国がすべきだと思っております。したがって、ここに書いてあることは極めて適切だと思いますが、さらに「具体的計画の決定」という前に、「国は具体的計画の決定を行うことが適切である」と、このように表現すべきであると思っております。ですから、そういう山地委員のような誤解がないようにここを書いておくべきだと思っております。実証炉の研究は、やはり国が主体として振興すべきであると思っておりますし、事業者に全て任せるとか、そういうようなことはあり得ないと思っております。

それから、先ほどちょっとありました件にコメントさせていただきたいと思いますが、井上委員が申されました6ページの上のところですが、上から6行ですね。これは一文章なんですね。これはやはりどこかで切ってもらわなければいかぬですが、その中で「優れた他者」というのは一体何ですかというご質問がありましたが、私は、言われるまでもなく、風力とか太陽光だと思います。ですから、はっきりと「風力や太陽光などと実績を競い合い」と書いた方がわかりやすいのではないかと思っております。

それから、もう一つ、伴委員が、原子力発電が二酸化炭素排出抑制にどうも効果がないというような視点でお考えのようですけれども、これについては前の方に、12ページの中ほどに、「ライフサイクル全体で見ても太陽光や風力と同レベルであり、二酸化炭素排出が石油・石炭よりも少ない天然ガスによる発電と比べても1桁小さいこと」と、こういう表現がありますので、これはもう私どもは確信していることであると思っております。今さら疑問に思うことはないと思えます。

それから、この配られました資料8にもそのことが、これは何遍も出てくる表ですけども、資料8の上の方にも、原子力は22ないし25であると。それからLNGが519ですか。ですから、これだけでも20分の1であります。ですから、太陽光なんかよりは少ないということもありますので、これはもう私は、伴委員の申された疑問は全く論外であると思っております。

それからもう一つ、「原子力政策大綱」の話ですけども、私も「原子力に関する開発研究に関する長期計画」というのは長ったらしいし、「原子力政策大綱」という言葉は非常におもしろいアイデアだと思っております。こういうふうな、このような名前に変えられること自体に、私は変えた方がいいのではないかと思っております。しかも、できれば「原子力政策大綱2005」とか、年次を加えていただくことが必要ではないかというふうに思っております。そうすると、非常にはっきりしたもので皆さんに提示できるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。どうもありがとうございました。

(近藤委員長) ありがとうございます。

だんだん時間が切迫してまいりまして、ちょっと時間厳守でお願いしたいと思いますが、最後の方にそう言うのは申しわけないんだけど、手を挙げた順番なものですから。

中西委員。

(中西委員) ありがとうございます。

私は、草間委員の意見とほぼ重複します。放射線利用という立場から考えますと、全体的に、放射線が身近であるということを示す唯一の放射線利用ということを書いた箇所が少ないように思えます。先ほど近藤委員長が考えてくださるとおっしゃったので、もし可能でしたら、例えば、18ページの1-3-2とか1-3-3とか1-3-4のところの、例えば出だしですけれども、1-3-2のところの原子力の研究のところ「原子力・放射線利用に係る研究」とか、1-3-3の最初のところも「原子力・放射線の利用」というふうに入れていただければ、はっきりするのではないかと思います。なぜこう申しますかという、放射線を扱となりますと、周りに住んでいる人たちがもう原子力発電所があると同じように思ってしまう、非常に混乱してしまうことが多々あります。またこれを読まれる方の頭の中を整理していただくためにも、原子力と放射線利用があるのだということを入れていただければと思います。

それから、人材教育のところも、放射線を利用する教育ということも考慮していただければと思います。

あと、4章にまいりまして、3章には原子力利用の着実な推進、エネルギー利用、放射線利用、それから廃棄物と、きちんと利用は書かれておりますが、4章になりますと放射線利用のことがなくなってしまうようにも思えます。基礎研究のところには出てくるのですが、42ページの、「基礎的・基盤的な研究開発活動は」というところでも、放射線利用は身近で役立っている、研究を掘り起こしてきちんと伸ばしたいというスタンスを少し入れていただければと思います。

次の4-1-2の、革新的な技術概念に基づく技術システムについては探索して掘り起こしてまでも推進し、実用化まで持っていくと書いてあるものですから、それと比較しても、もう少し放射線利用も同様に掘り起こすと育成するなど、多少入れていただくと良いのではないかと考えております。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

割と注意して書いたつもりですが、もう一度見てみます。ただ、量子ビームテクノロジーというような表現に置きかえてしまっていますところがありまして、それが放射線を意味し

ていると普通の人は到底思えないということがあるのかなと思ひまして、それは多分正しいんだと思いますので、そういう意味で見直しさせていただきます。ありがとうございました。

末永委員。

(末永委員) ありがとうございます。時間がないようですので、3分ぐらいでやめます。

まず1つは、前回と今回を聞いていて、先ほど近藤委員長が吉岡委員のご質問に対して答えられていたのでよろしいと思うんですが、いわゆるパブリックコメントの取り扱い方。これは基本的に参考なんだと。「基本的に」という言葉はお使いになりませんでした。私はそれで十分だろうと思っていました。それを、いろいろな形において、いや、こういうふうに言われているんだから全て入れろということには、これはならないだろうと一貫して思っていましたので、先ほどの近藤委員長のお答えでよろしいと思います。

特に、例えば、今日、伴委員がいきみじくもご指摘されましたが、例えば、地域社会がずたずたになった云々という、こういうことを実際この計画の中に入れろといっても、これは到底無理でありまして、なぜ地域社会がずたずたになったかということ、原子力そのものよりも、むしろ政治、あるいは政党の様々なものが入り込んできているという事実もありますので、その辺をこの長計の中で扱うことは、むしろいかなものかと思ひます。だからこそ逆に、新潟県知事がおっしゃっていましたが、まさに、そういう中で国民的合意をどう得ていくのか。これはもう地域の問題でもありますので、その辺はこれからも努力していかなければいけないというのは確かであります。したがひまして、2 - 4 - 3のような形での表現で僕は十分ではないかなというふうに思ひます。

それからあと、第2番目として、先ほどから何度もありますが、やはり「共通規範」ということが僕はどうもよくわかりませんでした。これは何とか変えていただきたい。

それから、アンケート云々。これも、井川委員かな、ご指摘されましたが、これもやはり外した方がいいだろうということが第2点目であります。

あとは、全体としては、これは草間委員の前回のご指摘を十分取り入れたのかなと思ひますが、草間委員は、そのときは、いや、入らないかもしれないと言ひましたが、きちんと入れられまして、大変読みやすくなったなと思ひます。特に、34ページだったかな、例えば、これはちょっと違うことではありますが、再処理を行うのは国内原則だということとか、あるいは42ページだったでしょうか、その辺においては、原子力研究開発に関して、これは殿塚委員が若干指摘されたことと違うことを言ひしてしまうことになりませんが、国及び研究機関の役割を明確化しているとか、非常に私としては読みやすいなと思ひます。

最後ですが、その中において、1点、これは山名委員がたまたまご指摘いただきましたが、何ページだったかな。中間貯蔵の問題です。ほとんどの文章は、これは草間委員もおっしゃっていましたが、ここでも「その」、「その」という指示代名詞が2つ入って、2番目の

「その」は何かなとって、また上の方を見ていたんですけれども、わかりましたけれども、そういうことがあります。ここはほとんどの文章の終わりが「期待する」なんです、「する」とあるんですね。これはやはり私たちのように、この中間貯蔵は、ご承知のように、現在、青森県むつ市にございますので、こういう形において「十分」を入れるかどうかというのは、もっと「十分」を入れてくれた方が十分なんですけれども、その辺は我々としては非常に心強いというふうに思います。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

「その」をいろいろ言われますが、皆さんが一方で英訳しやすいようにしておけとおっしゃったので、私は、ほとんど英文を思い浮かべながら書いたので、それで多分そういうのが多くなっていると思います。それが入っていないとほとんど英訳できないんですね。ですから、これは実は、そういうが入っているのは、英訳しやすいという考えで書けという皆さんのご注文に答えた結果と、ご理解をいただいてもいいのかなと思いますけれども、これは余計なことです。

笹岡委員。

(笹岡委員) ありがとうございます。

1点だけ。20ページの安全の確保の部分についてであります。2-1-1の安全対策の(1)国・事業者等の責任の部分についてお願いがあります。ちょうど中ほどに、「法令の遵守を徹底し」と、こういうふうに書いてあるんですけれども、1つの例ですけれども、例えば労働安全衛生法。一つの作業をやる場合、原子力のサイドで見ますと、元請、第1次、第2次、第3次下請ということで、一番多いところだと第7次下請ぐらいまであるんですね。そうすると、重箱を重ねますと、例えば、労働安全衛生法によります個別の労使の安全衛生委員会は、その重なりごとにやられていますので、一貫した労働安全衛生対策というのはなかなか難しいんです。

そういうことで、アメリカでは、こんな重層構造になっておりませんけれども、一つの原子力プラントを点検する場合には、原子力事業者をメインにしまして、全体はその指揮下に入ると、こういうふうに法律が直されております。そういうことからしますと、この法律を遵守はいたしますけれども、整備をしなければならないものも現実あるというふうに思いますので、そういうものの字句を少し挿入して欲しいというふうに思っております。

1つは、やはりこれは労働組合、私どもの立場で反省なんですけれども、安全を確保する上で一つの法則として、ハインリヒの法則で1対29対300とありますけれども、労働組合が、私ども、残念ながら力不足で、組織化しておりますのは、原子力に従事している方々、全体の2割ぐらいです。そうすると8割の方々が組織化されておられませんので、1対29対

300の、300の部分の2割ぐらいきり、実際、私どもは心と情報が通い合う状況になっておらないんですね。

そういう意味から、今、私どもとしましてはこの組織化に取り組んでおりますけれども、しかし、なかなかこれも非常に小さな企業体でございますので、1人が加盟するような組織、組合をつくっていかないとできないので、今それをどういうふうにするかという検討をいたしております。いずれにしましても、実際に安全確保する上におきまして、個別の企業体に労働安全衛生法をやられていますので、それが非常に弊害になってきていることが現実にあると、こういうこともございますので、ぜひこの中に、法令で安全確保上問題があると、こういうふうに思われるものについては改善する。いろいろな省庁にまたがると思うんですけども、改善するようなものに向けた字句を1点挿入していただきたいということだけのお願いです。

(近藤委員長) 承知しました。労働安全衛生法の改定を要求するのはなかなか難しいんですが、原子力の世界については、ご承知のように、品証規定の世界をつくるときに、最終的にトップマネジメントの責任でもって全部スルーするように直したわけですね。ですけども、労安法はなかなか私どもは介入しがたいところがありますが、ただ、少し問題があることについて、何かほかの機会に発言をしていくということかなと思いますので、それはむしろ事業者というか、労働組合として、まさしくいろいろなところでご発言されるのがよろしいかと思っておりますけれども、問題は共有させていただきます。ありがとうございました。

神田委員。

(神田委員) だれも言わないから言いたいんですが、今回、事務局はすごく頑張ったような気がするんですね。原子力委員会もそうですけれども、やはりあれだけのアンケートをあれだけまとめて、適当に散りばめて、自分で一生懸命その作業をやりましたから、比べてみると非常によくできていて、これは称賛に値するというふうにも思います。いや、最初に、人数が少ないのに長計はできるんですかという質問をしたことがあったので、ちゃんとできているなということを感じました。

それから、これをどういうふうに持っていくかというのは、30%、40%、あるいはそれ以上というのを2030年以降もいくという一つのやはり強い目標があるので、来週から原子力部会がいよいよ始まる。それもこの長計を全く受けた形で進むというのは非常に喜ばしいことだというふうに思うんですが、放射線利用の方はどうやって受けて動くのかというのは、原子力部会の方が非常に早く立ち上がったために、どうされるのかというのがよくわからない。あるいは放射線利用以外のことでそうですが、どうされるかという。あるいは、この会議で決めることではないのかもしれませんが、委員長のご見解をちょっと聞いてみたいと。これが2点目です。

3点目は、第1回目のこの会で申し上げました、あのときは、ただ法体系の整備ということと言ったんですが、物質規制と事業者規制の問題というのは、私の研究所も法学部を出た人が多いわけですから、いつも勉強会をやっているんですが、あの勉強会がまたこれで5年間できないのかと。どこかでやっていただけると、我々は資料をどんどん出すという状態になっているんですけども、法律、それも安全性に関する法律でありますから、これで読もうと思ったら読めなくもないんですが、ちょっと無理があるかな。だから、法体系の検討を行う必要があるとか、何かそういう文章が一つあれば、原子力委員会、あるいは文科省か経産省の中に検討会みたいな小グループをつくって、そこで検討を始めることができるというような気がします。だから、このあと5年間、これがいろいろなことで規制するということを考えれば、法体系の、一遍に変えろと言っているのではなくて、1回見直してくれというのを行っていることが入るようにしていただけるとありがたい。

以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

最初の方につきましては、放射線関係の領域の全てではないんですが、量子テクノロジーにかかわる研究開発のあり方についての検討が既に文科省で始められていると認識しておりまして、そういうところで引き続きというか、元々原子力委員会の加速器検討会があって、そこである種、そういう活動をしっかりやってくれとリコメンデーションしたところ、それを受けて活動を始められているというふうに理解をしております、この計画がまとまれば、各国の考え方もそこへ反映していただけるのかなというふうに思っていますし、また、そのほかにつきましても、適宜、原子力委員会もこれを踏まえて目配り、気配りしていくべきなのかなと思っております。

法規制の改正問題は神田委員からご指摘いただきましたし、私もその問題については十分認識をしておりますが、今回の紙の書きぶりの中では、ちょっとそれ以前の世界で問題がきちんと、遵守の世界から入っていますので、守るべきものが、さっき既に笹岡委員からも、ご指摘がありましたが、守るべき法律にわかりやすすくないところがあることは認識してはいますけれども、そこについては触れていないんです。でも、今お二方からご指摘がありましたので、ちょっと何か工夫ができればと考えています。ありがとうございます。

続いては、和気委員。

(和気委員) ありがとうございます。

全体には、もう議論を詰めた結果ですし、近藤先生の個性的な文章も含めて、いろいろコメントがあるので、それ以上のことは申し上げるあれではないので、2点だけ申し上げたいのは、1つは、「共通規範」という、5つの共通規範のところの、この内容を見ますと、やはりいかなる政策を評価する上での共通の視点。したがって、「政策評価の共通視点」ぐら

いでもいいかなという気もいたします。そこで、この政策を評価する上での共通視点に照らして、エネルギー利用、あるいは放射線利用についてどういうことが今後考えられるかということが、多分、この政策大綱になるんだろうというふうに思います。

エネルギーについては、もうかなり議論を詰めておりますし、細かい点で微妙にニュアンスの違う点は私自身はあるんですが、これはこれでいいと思います。

もう1点、その放射線利用のところは、私はもう全く素人で、初めてこの長計の会議に参加させていただいて、いろいろ勉強をさせていただきながら、まだ勉強不足なんですけど、やはりこの放射線利用についても、この5つの政策評価の視点から、もう一度ちょっと見直した方がいい。特に、私の分野では、アジアで自由貿易協定がどんどん進んでまいります。そうすると、自由な貿易取引が当然行われていく。そのときに、例えば、食品照射とか、生産段階で放射線がどこに使われるかということは、ある意味で、安全だけではなくて、より一層利用が促進すれば、安くていい農産品なりが貿易の対象になり得るし、あるいは逆に、それが大きな問題にもなり得るというリスクもはらんでいるかと思うんですね。そういう意味では、アジアを含めた国際的な視点で、放射線利用についての、やはり当然枠組みはあるかもしれませんが、この政策を今後考える上での一つの大きな視点になるのではないかと。私は専門ではありませんから、その辺はもう既に行われているよとおっしゃられれば別ですけども、少なくとも、文章としてどこかにちょっと、国際的な貿易取引を通じた、そういったリスクも含めた議論も必要だというようなところもひとつ加えていただきたいなところですよ。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

さっきの1 - 3のところは、評価というか、政策設計の視点でもあるので、おっしゃる意味で、評価という広い意味でおっしゃったのかなと思いますけれども、検討させていただきます。

それから、最後の問題は非常に重要な問題で、国際的取組のところと、それから放射線の関係のクロスセクションのところと少し配慮が不足していたかと思っておりますので、検討させていただきます。ありがとうございます。

今日いただきましたご議論で、資料についてはまだほとんど、ご意見がありませんでした。多分今日初めてお出しして、見ていただけていないためと思いますが、これについてもぜひご意見をいただきたいと思っております。それから、伴委員から、要するに、エネルギー政策のドメインにおいて、原子力という地球温暖化対策に有効な技術を使うということで、地球温暖化対策問題が解決できるということで進めていいのかという問題を再び提出された。これは世界における様々なエネルギー関係の国際会議等でも常にある議論の一つで、それは非常に

重要な論点なのですが、それについて、議論の収まりは、この紙にあるように最大限の省エネルギー努力とあわせて使えるものを使っていくべしということになっている。これは我が国のエネルギー基本計画でもそうなんです。ここでもそれを踏まえて、そういう中での原子力の位置づけを言っている、特定の技術をねらい打ちするという発想ではなく、ベストミックスの中で、競争的にそれぞれが国民社会の中でのところを占めていくという、そういう姿勢に皆様がアグリーしているのかなと思っているんです。そこが相入れない、どうしても原子力だけは嫌いだという意見のあることは理解しつつも、しかし、それはこの中には取り入れられないとせざるを得ない。

できることは問題点、欠点についてご指摘いただき、それを改善していくべきだとすることではないか、これは吉岡先生が原子力の縮小もありとすべきとおっしゃることに対する対応も同じで、そうではなくて、そういう抑制しばかりをかけることで、競争の場において、その特性を満たす、社会が要求する特性を満足していく努力をすることについて、原子力委員会は応援する。しかし、その結果として、それが満たされなくて、統計的に見ると縮小しているということはある、そのことは何ら否定することではないし、あらかじめそれを排除しているわけではない。この紙がそれを排除していると思われるのは、先入観のせいではないか。この最初のメッセージは、そこについて、そういう関係がある、そういう社会なんだということを強調しているものなんですから。つまり、そういう書き込みで、その先生のお考え、哲学を参酌している紙であるという、コンセンサスのステートメントを吉岡先生には期待していたんだけど、どうしても、それは違うんだと言われると、なかなか、私としては悲しいなという、そういう感じはしますけれどもね。

吉岡先生のご意見は既に何回もご披露されているところ、今日はそれを非常に丁寧にまとめて書いていただいたので、これをもう一度、何とか、いわゆる国際会議でいうと、妥協する方法論がないのかなと。どうしても妥協は嫌だと言われたらどうしようもないんだけど、この場の皆さんが納得いただける格好で妥協する書きぶり等がないのかについては少し検討させていただきます。なお非常に丁寧に、資料、本体に赤、青を入れていただいてご意見をご開陳いただいたことについては労を多とするものであります。

そういうことで、今日は、いただきましたご意見を踏まえて、あと少し頑張っ、事務局は大分実は疲れ切っているところもありますが、幸い明日から3連休で、これで休んでいただけなのか、休んでいただけないかは、今日、これからちょっと反省会をして、休まずやれと言うか、ちょっと考えますが、できれば次回で一区切りをつけられるようなものにしたいというふうに考えておりますので、今日、ご発言で言い足りないと思ったことにつきましては、ぜひお寄せいただいてというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

これで本件の審議は終わって、議事は終わっていいですね。

では、事務局から何か。むしろ、我々が作業して、いつ改訂版を出せるかですが。

(後藤企画官) 多分、改訂版は、できれば早目に作業をして、何か、休ませていただけないという感じのお話だったようなので、早目に作業をしまして、今日いただいたご意見を踏まえて改訂版をつくって、もう一度、次回31回の前にお見せしたいと思いますが、19日、ちょっと19と今言い切って、20日になるのではないかと思いつつも、とりあえず努力目標ではありますが、そのくらいには1回、改訂版を、またメールあるいはファクス等でお送りさせていただき、19か20か、ちょっと自信ないんですけども、できるだけ早い、来週の前半にもう一度送らせていただいて、ご確認をいただいて次回の28日に備えたいと思いますので、またおつき合いの方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次回は、今申し上げましたように、28日の木曜日を予定しておりまして、時間は16時から。場所は、また恐縮ですけれども、お台場のTIME24になりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そういうことで、もう一度、来週早々には、今日いただいたご意見を踏まえて、直したものを送らせていただくという形にしたいと思ひます。

(近藤委員長) 何かちょっと残酷な雇い主みたいな感じがするけれども。皆さんの方は十分お休みいただいて、来週、休み明けに、事務局が今日の意見を踏まえたものをつくってお送りしますということです。それにぜひ反映するべきだというご意見があれば、休み中でも多分送っていただければ対応いたしますが、そのお送りした対応、改訂版についてご意見をいただくということが重要なのかなというふうに思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、ちょっと時間が過ぎてしまいましたけれども、今日はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。